

# 大阪市における市民活動の推進に向けた提言

～多様な主体の協働による市民活動の活性化～

平成27年10月

大阪市市民活動推進審議会

## 目 次

～はじめに～	1
第1章 大阪市における市民活動を取り巻く背景	2
1 我が国の市民活動を取り巻く状況の変化	2
2 大阪市を取り巻く状況の変化	2
3 大阪市における市民活動の推進に向けた政策の変遷	3
4 大阪市における市民活動の将来のあり方	4
第2章 大阪市における市民活動の現状	7
1 市民活動団体の活動調査の視点	7
(1) 市民活動推進に向けた3つの柱	7
(2) 提言に向けた調査にあたって	8
2 地縁型市民活動団体の現状	9
(1) 組織運営の状況	9
(2) 情報発信の状況	9
(3) 連携協働の状況	9
3 テーマ型市民活動団体の現状	10
(1) 組織運営の状況	10
(2) 情報発信の状況	10
(3) 連携協働の状況	10
4 地縁型・テーマ型の連携協働の状況	11
第3章 大阪市における市民活動が抱える課題と市民活動推進施策の現状	12
1 組織運営の課題と施策の現状	12
(1) 市民活動団体の抱える組織運営の課題	12
ア 地縁型市民活動団体	12
イ テーマ型市民活動団体	12
(2) 組織運営支援に関する施策の現状	12
ア 市民活動団体に向けた組織運営支援	12
(ア) 総合的な相談窓口の設置	12
(イ) 課題に応じた支援策	13
(ウ) 人材派遣型の支援	15
イ 地域活動協議会に向けた組織運営支援	15
(ア) 総合的な相談窓口の設置	15
(イ) 課題に応じた支援策	16
2 情報発信の課題と施策の現状	16
(1) 市民活動団体が抱える情報発信の課題	16
ア 地縁型市民活動団体	16

イ	テーマ型市民活動団体	16
(2)	情報発信支援に関する施策の現状	17
ア	市民活動団体に向けた情報発信支援	17
イ	地域活動協議会に向けた情報発信支援	17
3	連携協働の課題と施策の現状	17
(1)	市民活動団体が抱える連携協働の課題	17
ア	地縁型市民活動団体	17
イ	テーマ型市民活動団体	18
ウ	地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体に共通する課題	18
(2)	連携協働支援に関する施策の現状	18
ア	地域活動協議会に向けた連携協働支援	18
イ	市民活動団体に向けた連携協働支援	18
4	市民活動推進施策の課題	20
第4章	大阪市における市民活動の推進に向けた取組	21
1	市民活動団体の今後の取組	21
(1)	組織運営の強化	21
ア	地縁型市民活動団体	21
イ	テーマ型市民活動団体	21
(2)	情報発信の充実	22
ア	地縁型市民活動団体	22
イ	テーマ型市民活動団体	22
(3)	連携協働の促進	22
ア	地縁型市民活動団体	22
イ	テーマ型市民活動団体	23
ウ	地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の連携協働	23
2	多様な主体の連携協働に向けた今後の取組	25
(1)	市民活動団体の活動の広がり	25
(2)	オープンな（開かれた）場でのつながり	27
ア	場づくりと場の雰囲気づくり	27
(ア)	場づくり	27
(イ)	場の雰囲気づくり	27
イ	誘発や連携協働が生まれるための仕掛け	28
(ア)	多様な主体の引き出し（場の参加への誘導）	29
A	参加の利点を情報発信する	29
(イ)	場の力の醸成（高める）	29
A	お互いを知る情報公開	29
B	主体的な活動の保障（任せる）	29
C	様々な利害・関心、強み・弱みを調整し、つなぐ	30
D	共感を得る	30

(3) 中間支援組織・人材の活用	30
ア 機能	31
(ア) 受けとめる	31
(イ) 調査・分析する	31
(ウ) 情報収集する	32
(エ) 力をつける支援をする	32
(オ) 創り出す	32
(カ) 情報発信する	32
(キ) つなぐ	33
(ク) 調整し、まとめる	33
イ 主体の種類	33
(ア) 大阪市の施策	34
A 新たな地域コミュニティ支援事業（まちづくりセンター）	34
B 地域公共人材	34
C その他	34
(イ) 民間の中間支援団体	34
3 市民活動団体と行政の関わり	37
(1) 支援策の推進	37
ア 組織運営の強化に向けた支援	37
イ 情報発信の充実に向けた支援	37
ウ 連携協働に向けた支援	37
(ア) 場所と情報の提供	38
(イ) つなぐ人材の確保	39
(ウ) つなぐ仕組みの強化	39
(エ) 中間支援組織・人材の活用	39
(2) 多様な主体としての関わり	40
第5章 大阪市における市民活動の推進に向けた今後の課題	42
1 多様な主体の参加に向けて	42
(1) 当事者意識を持った市民の参加	42
(2) 企業の更なる参画	42
ア 企業の潜在力の棚卸し	43
イ 企業にとっての効果	43
(3) ICT（情報通信技術）の利活用による担い手の拡大	44
2 中間支援組織・人材の活用に向けて	45
(1) 地域活動協議会に対する専門的支援の必要性	45
(2) 地域公共人材の活用の促進策について	45
3 市民協働型の評価に向けて	45
～おわりに～	47

用語説明	48
------	----

【コラム】等一覧

【解説】地域活動協議会について	11
【協働事例】すきやねん大阪WAONによる市民活動推進	14
【コラム】地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の活動の形態	19
【活動事例紹介】西淀川区における「にこネット」の活動	25
【活動事例紹介】NPO法人榎本地域活動協議会「えのもと井戸端会議」	28
【解説】地域活動協議会と他の活動主体との連携について	36

## ～はじめに～

平成 17 (2005) 年に、市民活動推進審議会の前身である市民活動推進懇話会が「市民活動楽市楽座をめざして－市民活動と行政の協働推進のための提言－」を公表してから約 10 年が経過し、市民活動や大阪市をめぐる状況は変化してきました。

健康、介護、教育、環境、子育て、雇用、まちづくり、安全、防災、多文化共生、男女共同参画、人権擁護など様々な社会的な課題が発生するなかで、様々な分野において行政とは違った個別性、専門性、迅速性、密着性等を有する市民活動団体は公益的な取組を進めており、地域課題や社会課題の解決を担う重要な存在となっています。

また、行政に対しては公共サービスの提供など本来の責任を果たすことと同時に、拡大する公共を担うパートナーとして市民活動団体との協働を進めることにより、地域課題、社会課題の解決に取り組むとともに、市民活動団体の活動がより進展するよう効果的な支援を行うことが、より一層求められようになっています。

市民活動推進審議会では、平成 22 (2010) 年、平成 23 (2011) 年に、行政と市民活動団体との連携協働の重要性を伝える「協働指針【基本編】」「協働指針【実践編】」を取りまとめて答申し、大阪市の指針として策定されました。

一方、大阪市では、平成 23 (2011) 年 3 月には「なにわルネッサンス 2011－新しい大阪市をつくる市政改革基本方針－」を策定し、『『地域から市政を変える』－地域力の復興と公共の再編－』という考え方を示し、さらに、平成 24 (2012) 年 7 月に策定された「市政改革プラン－新しい住民自治の実現に向けて－」の中では、その考え方を引き継ぐ形で、改革を進めるにあたっての 3 つの柱のひとつとして「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を掲げ、様々な活動主体が協働するマルチパートナーシップによって「公共を担っていく、住民主体の活力ある地域社会づくり」に力を入れて取り組んでいます。

これらの動きの背景となっていた少子・高齢化、地域社会が抱える課題の複雑・多様化は以前にも増して一層進んでいます。それとともに社会全体で対処すべき「公共」の分野はこれまで以上に拡大し続けています。

このような状況であるからこそ、ますます市民活動への期待が集まり、その活性化が求められています。この社会構造の変化を乗り越えられるような市民活動の活性化のために、それぞれの関係者が何を行うべきか真剣に考えていくことが今こそ本当に必要です。

複雑多様化し混沌とした現状において、行政はもちろん、市民活動の担い手たちがそれぞれの立場から協力しあって拡大する公共を担うことができる社会を実現するためには、おのおのの担い手はどのような役割を分担し、どのような形態で連携協働を行うことが効果的なのでしょうか。

市民活動団体と行政の現状と課題を分析し、今後のあり方を探ったうえで、市民活動の推進による活力ある地域社会づくりの一助となることを願って提言を行うものです。

# 第1章 大阪市における市民活動を取り巻く背景

## 1 我が国の市民活動を取り巻く状況の変化

我が国の市民活動を取り巻く状況は、様々に変化しています。

1980年代に、「ボラントピア事業(福祉ボランティアのまちづくり事業)」の実施を契機にボランティアセンターの整備が進み、1990年代には企業の社会貢献(フィランソロピー)活動が活発化しました。

平成7(1995)年に阪神・淡路大震災が発生した際には、ボランティアと市民活動団体による救援、復興支援活動が活発に取り組みられ、この年は「ボランティア元年」と呼ばれるようになりました。また、震災からの復興過程でコミュニティビジネスを行政が政策的に応援するなど広がりを見せ始めていました。一方、当時の法制度下では、民法上の公益法人制度をはじめとして、公益を目的とする事業を行う法人を設立するには厳格な要件をクリアすることが必要であり、法人格の取得は容易ではなかったことから、市民活動団体が簡易に法人格を取得できる制度として、特定非営利活動促進法(NPO法)が制定され、平成10(1998)年12月に施行されました。

また、平成12(2000)年の介護保険制度開始に伴い、特定非営利活動法人(NPO法人)の中に、事業者として活動を進める団体も増えてきました。

その後、平成20(2008)年の民法改正により、5年間の経過措置期間において旧公益法人制度は廃止され、同年に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律などが施行され、新公益法人制度がスタートしました。

平成23(2011)年3月に東日本大震災が発生。あたかも、平成23(2011)年度、平成24(2012)年度には、新しい公共支援事業という形で市民活動が推進されました。

さらに平成24(2012)年4月には、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため、改正NPO法が施行されました。

市民活動を取り巻く背景	75年	80年代	90年代	95年	96年頃	98年	00年	05年	08年	11年	12年	13年
	地域振興会が組織される	「ボランティア活動」が広がり始める	企業の社会貢献(フィランソロピー)活動の活発化	阪神・淡路大震災発生	コミュニティビジネスが広がり始める	NPO法制定・施行	介護保険制度開始によりNPO法人の事業者化が進む	市民活動と行政の協働のための提言(薬市薬座)策定	旧公益法人制度の廃止(13年)	東日本大震災発生	NPO法改正	大阪市のほとんどで地域活動協議会形成

## 2 大阪市を取り巻く状況の変化

大阪市を取り巻く状況も様々に変化しています。

大阪市の人口構成は、昭和50(1975)年頃以来、15歳未満人口割合が低下し、65歳

以上人口割合が上昇し続けているなど、全体として少子・高齢化が一段と進行しています。しかし、区別の人口動態を見ると、都心回帰に伴い市域中心部の区では若い世代を中心に人口が急増する一方で、人口減少と少子・高齢化の進行が顕著な区があるなど、各区が抱える課題も異なってきました。

そのような中で、地域社会が抱える課題は、より一層複雑・多様化しており、社会全体で対処すべき「公共」の分野はこれまで以上に拡大してきました。一方、地域コミュニティを支えてきた地域団体の中には、担い手不足や役員の高齢化、後継者難といった問題で活動継続が困難になってきている状況も顕著になっています。

また、高度情報化やグローバル化の進展による産業構造や流通構造の変化等を背景に、東京への一極集中、大企業の本社機能や中枢管理機能、生産・物流機能等の流出状況は続いており、さらに、消費税増税後の反動や、為替の動向などによる景気の先行きが楽観視できないことから、大阪の地域経済を支えている中小企業が不振の度を増し、地域レベルでの経済の地盤沈下が進んでいることも、見過ごすことはできません。

### 3 大阪市における市民活動の推進に向けた政策の変遷

昭和 50（1975）年に、大阪市内において地域振興会が組織され、主に地縁を核とした市民活動団体による、地域単位でのコミュニティ活動が活発になってきましたが、大阪市は、その活動を支援するコミュニティ施策を推進してきました。

一方で、特定の課題解決を軸とした市民活動の推進については、平成 10（1998）年 4 月に「大阪市ボランティア活動支援推進会議」を設置し、ボランティア活動支援について検討を始め、同年 12 月には、大阪市ボランティア情報センターを開設し、情報提供、相談、ボランティア体験学習の実施など主体的な支援策を行うとともに、平成 11（1999）年 2 月に「大阪市ボランティア活動支援指針」を策定したことがひとつの起点となっています。

平成 13（2001）年 2 月には「大阪市市民公益活動推進指針」を策定し、だれもが気軽に市民活動に参加でき、また、市民活動団体が安定した活動を続けられるよう、支援事業の充実や協働に向けた支援策を実施してきました。

平成 16（2004）年 6 月には、外部の有識者による「大阪市市民活動推進懇話会」を設置し、同懇話会は、市民活動を一層推進するための条例制定や協働の推進方策について検討を進め、平成 17（2005）年 6 月に「市民活動楽市楽座をめざしてー市民活動と行政の協働推進のための提言ー」を取りまとめて公表しました。その提言を踏まえて、平成 18（2006）年 4 月に、市民活動の推進に関する基本理念や施策の基本となる事項を定めた「大阪市市民活動推進条例」を施行しました。

併せて、この条例の趣旨に沿って市民活動の推進に向けた総合的かつ計画的な施策を進めるため、専門的な見地から調査・審議する「大阪市市民活動推進審議会」を同年 7 月に設置しました。

また、平成 21（2009）年 3 月に大阪市の市政運営の基本的な考え方となる『『元氣な大阪』をめざす政策推進ビジョン』を策定し、これまで行政が主体となって提供していたサービスについて、その提供のあり方を多様な角度から検討を行うなか、大阪市市民

活動推進審議会において「協働指針【基本編】」「協働指針【実践編】」を取りまとめ、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年に、大阪市の指針として策定しました。

その後、平成 23（2011）年 3 月には「なにわルネッサンス 2011－新しい大阪市をつくる市政改革基本方針－」を策定し、『『地域から市政を変える』－地域力の復興と公共の再編－』という考え方を示しました。これを受け、大阪市の地域コミュニティの活性化の仕組みとして、概ね小学校区単位で自律的な地域運営の仕組みとして地域活動協議会の自主的な形成を促進しました。

平成 24（2012）年 7 月には「市政改革プラン－新しい住民自治の実現に向けて－」を策定して、そのなかで改革を進めるにあたっての 3 つの柱のひとつとして「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を掲げました。さらに平成 25（2013）年には、大阪市内のほとんどの地域において地域活動協議会が形成されるとともに、「地域公共人材」の育成と活用を進めました。またコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスとして自立的に運営できる地域活動の育成にも取り組んでいます。これにより、様々な活動主体が協働するマルチパートナーシップによって「公共」を担っていく、活力ある地域社会の実現をめざした取組が進められています。

年	市政改革	市民活動推進
平成 11（1999）年		市民のボランティア活動支援指針
平成 13（2001）年		市民公益活動推進指針
平成 17（2005）年		市民活動楽市楽座をめざして
平成 18（2006）年		市民活動推進条例
平成 21（2009）年	『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン	
平成 22（2010）年		協働指針【基本編】
平成 23（2011）年	なにわルネッサンス 2011	協働指針【実践編】
平成 24（2012）年	市政改革プラン	

#### 4 大阪市における市民活動の将来のあり方

大阪市における市民活動の将来のあり方について、大阪市市民活動推進条例の前文では、「行政だけでなく、市民や、地域住民の組織、ボランティア団体、NPO等の市民活動団体、事業者がともに地域社会の一員として、お互いの役割を認め合い、連携協力して地域社会が抱える様々な課題解決に取り組んでいくことが求められている。」と述べられており、市民活動団体等について地域社会の課題解決の重要な担い手としての成長を期待しています。そのために「大阪市としても、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開する必要がある。」と、行政の役割を示しています。

また、市政改革プランにおいても、改革を進めるにあたっての 3 つの柱のひとつとして「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を掲げ、その実現に向けて、「地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業などの様々な

活動主体が、自らが地域社会における「公共」の分野を担う主体であるという当事者意識のもと互いに協働し、また、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによって、拡大し続ける「公共」を担っていく活力ある地域社会をめざします。」（基本方針編第3章1（2））と謳っています。

これらからわかるように、大阪市においては、市民活動の将来のあり方を「**市民が当事者意識を持って参加することで、市民活動団体の活動が活性化し、様々な課題を連携協働することで解決できる状態**」とし、その実現に向けた取組をこれまで進めてきました。

そこで、これらで考えている将来のあり方について、改めて考察します。

#### (1) 当事者意識を持った市民が参加し、市民活動団体の活動が活性化する状態

当事者意識を持った市民とは、課題を他人事ではなく、自分の課題、関心事として捉える市民のことです。客体ではなく主体、ゲストではなくキャストとして活動に参加する市民で構成される市民活動団体は、自発的に活発な活動を展開していきます。

課題意識を持ち、自発的に行われる活動は、良い意味でのこだわりを持って進められるので、それぞれが個性的に発展していき、そのうえ、「私も参加したい！」という新たな参加者も広がりやすく、さらに活動の活性化が期待できます。

#### (2) 市民活動団体が連携協働する状態

個性的かつ多様な市民活動団体が相互に刺激し合いながら、必要に応じてお互いの弱みを補い合うことで、当初の意図や予想を超えて、活動が自発的、誘発的に広がっていくことがよくあります。

この将来のあり方実現のためには、まず当事者意識を持った市民の参加のために、

##### ア やりたいことなどに気付ける機会の提供により、活動への意欲を高める（参加のきっかけ）

やりたいことや危機感に気付ける機会を提供したり、自身が活躍できる役割を見出しやすくすることによって活動への意欲を高めることが有効です。

##### イ 内発的な動機付けが高まる条件を整備する（やる気を高めやすい配慮）

次のような気持ちが起こるように働きかけを行うことが有効です。

放っておけない【自負心の涵養・危機感の共有】

企画段階から参加できている（自分で選べる）【参加感の醸成・自律感の実感】

楽しい（いつでも、どこでも、気軽に、楽しく）【熱中・没頭感の獲得】

できる（できた）【達成感・有能感の実感と共有】

周囲から認められている【有用感の実感と共有】

さらに活動の自発的・誘発的な広がりのために、

##### ウ 場の力を醸成する

活動の場では、自主的・自発的な活動に任せることにより能力・潜在力を引き出すことが必要です。また自らの活動を知ってもらう情報公開、さらに互いの弱みを補い、強みを活かし合うように組み合わせるためにつなぐことが必要であり、この

ための支援が求められます。

といったステップを踏んでの働きかけが効果的だと考えられます。

なお、ア、イの段階においては、全国的な市民活動推進団体等により平成6（1994）年に発足した「広がれボランティアの輪連絡会議」も提唱したように、「いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、楽しく」活動できるわけですが、活動を続けるうちに地域の課題と活動する人との関係が変化していく点は重要です。つまり、活動を始める前は地域の課題に対して「大変ですね」といった第三者的な見方に留まっている場合が多いわけですが、活動を通して課題解決に努力するなかで、地域の課題解決の当事者としての意識が高まってくる、すなわち他人事ではなく「自分事」として課題に向き合うようになってくる人が増えてきます。地域課題解決の当事者としての意識が高まることによって、市民が自治的に地域の課題を解決する基盤が広がってくることになります。

以上のことを念頭に置きながら、現在の市民活動団体の現状と課題及びそれに対する本市の施策の現状について調査分析し、今後の市民活動の推進に向けた取組及びそれへの行政の関わりについて検討していきます。

## 第2章 大阪市における市民活動の現状

### 1 市民活動団体の活動調査の視点

#### (1) 市民活動推進に向けた3つの柱

市民活動団体の活動状況を整理するにあたり、市民活動団体が活発に活動するために必要な要素を整理し、その項目ごとに状況を把握することが、より具体的な現状把握になると考えます。

市民活動団体の円滑な活動のためには、「運営基盤の整備」と「事業を遂行する力の充実」の2つの要素が不可欠です。このふたつを両輪として、しっかりとした「①組織運営（運営基盤の整備、事業遂行力）」を行うことで、地域課題・社会課題の解決に向けた取組が進展します。

また、市民活動団体が、「効果的な情報発信（②情報発信）」を行うことで、活動目的や活動内容が広く理解され、事業が実施しやすくなるとともに、担い手、参加者、協賛企業、協働相手などの協力者を得やすくなることが期待できます。

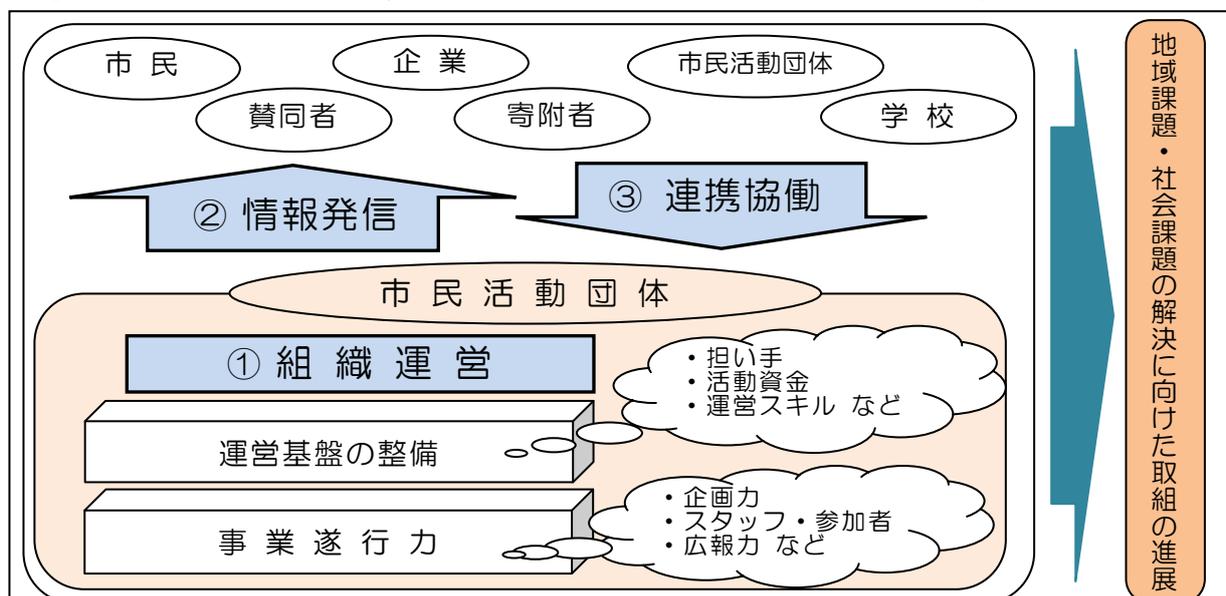
そして、情報発信によって得られた「他団体との連携協働（③連携協働）」により、「組織運営の強化」と、「地域課題・社会課題の解決」につながることを期待できます。

「組織運営の強化」においては、他団体の持つ会計、事業計画、人材育成などの知識やスキル（技術）を共有することにより、運営基盤の強化につなげることができ、さらに、事業遂行にあたっては、企画、広報、参加者募集、収入確保の工夫などの知識やスキル（技術）を共有したり、役割分担を行うことで、事業遂行力を高めることができます。

また、近年では、地域課題も複雑化、多様化しており、個々の活動主体で取り組むよりも、複数の活動主体により連携協働で取り組む方が、より有効に地域課題・社会課題の解決が進められます。

以上のように、市民活動団体が活発に活動するために必要なものとして、「①組織運営」「②情報発信」「③連携協働」という3つの柱があると考えます。

【地域課題・社会課題の解決に向けた取組が進展していくイメージ図】



## (2) 提言に向けた調査にあたって

「市民活動楽市楽座をめざして－市民活動と行政の協働推進のための提言－」のなかで、市民活動団体を活動の起点や取り扱う課題、担い手の形態などの特性により「地縁型市民活動団体」と「テーマ型市民活動団体」とに分類しています。

また、(1)において市民活動団体の活動状況を整理するにあたり、市民活動団体が活発に活動するために必要な、「①組織運営」「②情報発信」「③連携協働」の3つの柱を立てました。

そこで、今回の大阪市における市民活動推進に向けた提言を行うための市民活動団体の調査にあたっては、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体とに分類し、アンケート結果や調査対象団体へのヒアリング結果などを、これらの3つの柱に沿って整理していきます。

なお、具体的な調査方法については、大阪市における市民活動団体の活動状況を把握するにあたり、内閣府や大阪市が行った市民活動推進に関わる3つの既存の調査を活用したうえで(※1～3)、市民活動推進審議会において、8つの地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体を対象とした事例調査と(※4)、市民活動推進に携わる各区及び各区まちづくりセンターを対象としたヒアリング調査(※5)を実施しました。

### 調査一覧

	名称等	実施	時点	対象
※1	市民活動団体・地域貢献活動団体の活動状況に関するアンケート調査	大阪市	H26年3月	NPO・ボランティア情報ネットワーク登録団体等 調査対象：1,241件 回答数：397件 回答率：31.9%
※2	NPO法人に関する世論調査	内閣府	H25年6月	国民
※3	アンケート調査	大阪市	H26年1・2月	地域活動協議会
※4	事例調査	本審議会 部会	H26年8月 ～	テーマ型市民活動団体、地域活動協議会等 8団体
※5	ヒアリング調査	本審議会 部会	H26年8月	区及び区まちづくりセンター

## 2 地縁型市民活動団体の現状

### (1) 組織運営の状況

担い手の拡大、住民参加促進といった参加者の拡大や運営そのものの支援を必要としています。

《組織の運営基盤はできているか。できていないものはなにか。》

(1) 地域活動協議会が支援を求めるもの（上位5位）※3

1 担い手拡大 2 住民参加促進 3 広報力 4 会計スキル 5 地域資源の有効活用

※連携・協働への支援は11番目となっている。

(2) NPO法人格を取得したところは325地域中4地域

(3) 運営にかかる基本的事項にかかる支援を求める声が多い。※5

● 組織の運営基盤ができている場合のポイント※4

(1) 地域課題を解決するために主体的に描いたビジョンを共有し、多様な主体が参加できる開かれたプラットフォームを持つなど地域課題を共有する場を持ち、具体的に取組が行えている。

(2) 目的の実現に向けた運営スタッフを確保するため、参加者アンケート等を活用するなど機会を捉えて潜在的な人材発掘に努めている。

(3) テーマ型が地域活動協議会の構成団体となり、スキルを活かして地域活動協議会の会計事務を担うことで、地域活動協議会の運営基盤の強化につながっている。

### (2) 情報発信の状況

紙媒体での情報発信が主だが、ホームページやフェイスブック、ブログ等の電子媒体による情報発信も徐々に広まっています。

《情報発信ができているか。》

(1) 紙媒体での情報発信を行っている地域活動協議会数 325地域中203地域

(2) ホームページ・フェイスブック・ブログ等の電子媒体による情報発信を行っている地域活動協議会数 325地域中69地域

(3) 各区における地域活動協議会に対する情報発信支援の状況 24区中24区

● 情報の公開・発信ができている場合のポイント※4

(1) 主体的に描いたビジョンや取組むべき地域課題が整理されており、課題解決に向けた取組を実行しているため、情報発信を行う必要性も高く、積極的な情報発信となっている。

(2) 情報公開・発信にかかるスキルを持った人材の勧誘に努めている。

### (3) 連携協働の状況

地域活動協議会を形成し連携協働をめざしているが、連携協働のメリットを実感できていません。

《他団体との協働ができているか。できていない理由はなにか。》

(1) NPO等非営利団体が構成団体となっている地域活動協議会数 325地域中33地域

(2) 地縁型とテーマ型の連携協働の事例はあまり見られなかった ※4

(3) 協働できていない理由として、地域活動協議会からは「運営基盤の強化が一番の課題」、「テーマ型の活動目的や活動内容がよく分からない」などの意見があった。 ※5

● 協働ができている場合のポイント※4

主体的に描いたビジョンや取組むべき地域課題が整理されており、他団体と協働する理由やメリットを認識している。

### 3 テーマ型市民活動団体の現状

#### (1) 組織運営の状況

活動の自律性は高まってきているが、担い手不足や資金調達力不足など課題もあります。

《組織の運営基盤はできているか。できていないものはなにか。》

- (1) 活動における自律性が高まってきていると感じるか ※1  
そう思う 53% どちらでもない 35% そう思わない 12%
- (2) 活動の課題はなんですか（上位5位）※1  
1 担い手不足 2 資金調達力 3 広報力 4 事業収入確保 5 イベント開催スキル
- (3) 大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人数  
1,551 法人（H26.10.1 現在）

- 組織の運営基盤ができている場合のポイント※4  
運営スタッフを雇用するなど、有償スタッフを取り入れた運営となっている。

#### (2) 情報発信の状況

NPO法人という言葉は広まっているが、活動内容はまだまだ知られていません。

《情報発信ができているか。》

- (1) NPO法人について知っているか ※2  
よく知っている 19.7% 言葉だけは知っている 69.3% わからない等 11%
- (2) 大阪市内にのみ事務所を有する特定非営利活動法人数(再掲)  
1,551 法人（H26.10.1 現在）  
（法律上、所轄庁が法人から提出された事業報告書等を閲覧に供することになっている。）
- (3) 行政による情報発信支援の状況
  - ・内閣府においては、所轄庁の協力を得て、特定非営利活動法人（NPO法人）に係る基本的な情報を一元的に管理し、市民・NPO法人・企業等にインターネットにより情報提供するためのサイトである「NPOポータルサイト」を管理・運営している。
  - ・大阪市においては、大阪府域において公益的な活動を行う人・団体を対象に、団体情報・活動情報を掲載・発信できる「NPO・ボランティア情報ネットワーク」を管理・運営している。

- 情報の公開・発信ができている場合のポイント※4  
幅広く担い手や参加者、利用者を募る事業を展開していることから、情報公開・情報発信が必要不可欠となっている。

#### (3) 連携協働の状況

他の活動主体となんらかの連携協働が行われているが、地縁型とテーマ型の連携協働はあまり見られません。

《他団体との協働ができているか。できていない理由はなにか。》

- (1) 他の活動主体と連携協働を行っているか ※1  
行っている（緩やかな連携を含む）87% 行っていない 12%
- (2) 地縁型とテーマ型の連携協働の事例はあまり見られなかった ※4
- (3) 協働できていない理由として、テーマ型からは、「地縁型と連携する方法がわからない」、「コーディネート役が必要」などの意見があった。 ※5

- 協働ができている場合のポイント※4  
活動目的やミッションを明確に持ち、目的の達成をめざしているため、他団体と協働する理由やメリットを認識している。

#### 4 地縁型・テーマ型の連携協働の状況

連携協働に向けた取組は見られるものの、好事例はまだ多くはありません。連携協働することで地縁型とテーマ型の垣根が低くなり、テーマ型が地縁型に入っていくケースがあります。しかし、特性を活かしていくためには調整役が必要になってきます。

《連携協働による好事例》

- 1 連携協働して課題解決に取り組んでいる事例※4  
地域活動協議会とテーマ型が共通する課題の解決に向け、テーマ型の事業を地域活動協議会の事業とし、連携協働して行うことで、単独で実施するよりも協力者や参加者などのたくさんの支援を得ることができた。
- 2 連携協働に向けたネットワークを設定している事例※4  
多様な主体が参加でき、課題について自由に意見交換ができるオープンな場を設定しており、活動目的の共有や幅広く意見を聞くとともに情報発信の場ともなり、また課題に応じて連携協働が生まれる場ともなっている。

#### 【解説】地域活動協議会について

大阪市では、概ね小学校区を単位とした地域で活動する多様な主体が連携して地域活動協議会の形成を推進しています。地域活動協議会の中で多様な主体が各々の団体の枠を越えて連携協働して地域課題・社会課題の解決に取り組むことができる、活力ある地域社会づくりを進めています。

地域活動協議会は、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体の幅広い参加を確保しながらオープンに話し合いを行う場の役割を持つとともに、話し合いから生まれた取組を実施する事業主体としての役割を併せ持っています。また、主に一定の地域内における課題に取り組んでいることから、この提言のなかでは、地域活動協議会は地縁型市民活動団体として位置づけています。

また、市民活動の発展には、幅広い層の参加が求められるなか、特に地域活動協議会は「準行政的な機能」が期待されており、多様な主体の参加はもとより、幅広い世代の地域住民とつながっていることが重要です。

現在のところ、地域活動協議会の構成団体は、連合振興町会や地域社会福祉協議会等の地縁型市民活動団体が中心となっており、テーマ型市民活動団体や企業が参加しているケースは、まだ少ないのが現状です。

## 第3章 大阪市における市民活動が抱える課題と市民活動推進施策の現状

この章では、「第2章 大阪市における市民活動の現状」を踏まえ、柱立てした、市民活動団体における「組織運営」「情報発信」「連携協働」という3つの視点で、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の課題について分析したうえで、これらの課題に対する大阪市における市民活動推進施策の現状を整理します。

一方、大阪市における市民活動推進施策は、市民活動団体全般に向けた支援と、大阪市の中で概ね小学校区を単位で構成され、各区において区長が補助金交付団体として認定した地域活動協議会に向けた支援とに、大きく分けられます。概ね、前者は、大阪市として市域全体を対象として実施されており、後者は、各区において地域に寄り添う形で実施されています。

### 1 組織運営の課題と施策の現状

#### (1) 市民活動団体の抱える組織運営の課題

##### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体については、アンケート調査結果等によると、他団体等との連携・協働のための支援を求める声と比べ、担い手の拡大、住民参加促進、広報力及び会計スキルなどの支援を求める声や、とりわけ、組織の運営の基本事項を求める声が多くみられました。この原因のひとつとして、組織の運営基盤を強化するための事務的作業を担う人材が不足していることが考えられます。

まずは、住民参加促進のために地域の課題を掘り起こし、組織内で主体的に描いたビジョンを共有することでネットワークを拡げていく必要があります。そこでまず、将来、こんな地域にしたいというビジョンを住民の話し合いでつくることが重要であると考えられます。次に、組織の運営基盤を確立していくために、基礎的な運営力を養い、事務的作業を担う人材を獲得及び育成することなどが求められます。

##### イ テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体は、特定非営利活動法人等の法人格を持つ団体も多く、運営基盤を持ち、基礎的な運営力は概ねあるものの、さらに取組を進展させていくために必要な事業遂行、人材育成、資金調達的能力が不足していると考えているところが多いことが、アンケート調査結果から読み取れます。

よって、組織内におけるビジョンの共有はもとより、組織外に向けて幅広くビジョンを発信し協力者を増やすことや、事業遂行、人材育成、資金調達的能力を補い、組織の運営基盤をさらに強化することなどが求められます。

#### (2) 組織運営支援に関する施策の現状

##### ア 市民活動団体に向けた組織運営支援

##### (7) 総合的な相談窓口の設置

大阪市域で活動する市民活動団体を対象とした、総合的な相談窓口を設置し、

各団体の抱える活動上の課題に対する支援を行っています。

相談件数については、カウント方法の見直しを行うなど数字に動きがあるものの、毎年一定の相談を受け付けており、平成 26 年度の利用者の満足度は 87% の評価を得ています。

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数	18,516	1,504	3,265	3,175	2,630

※NPO・ボランティア活動推進支援事業

※平成 22 年度までは、毎月基準日を設けて相談件数を計上していました（基準日の相談件数×開設日）が、平成 23 年度から実相談件数にて計上するようカウント方法を見直しています。

#### (イ) 課題に応じた支援策

市民活動団体の抱える活動上の課題に応じて専門的な支援を行うため、次の事業を実施しています。

事業名	担い手支援事業	
目的	市民活動の担い手の拡大	
事業概要	新たな担い手を対象とした参加のきっかけづくりの取組を行うとともに、担い手が不足している市民活動団体等へのコーディネートする支援を行う。	
実績・評価	平成 26 年度は、ボランティア活動へのきっかけづくりの講座を 7 回開催し、約 100 名の参加を得ており、有効であるといえる。	
事業名	コミュニティビジネス等促進事業	
目的	地域活動へのビジネス手法の導入促進	
事業概要	地域活動へのビジネス手法（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）の導入を促進し、地域の雇用創出や地域経済の活性化を図るとともに、多様化する課題に対し、効果的・効率的に公共サービスが提供される社会をめざす事業。市民のコミュニティビジネス等への理解を深めるため、普及啓発を行い、担い手となる人材を育成する講座を実施し、コミュニティビジネス等の起業、活動をサポートする相談窓口を開設するなどして支援を行う。	
実績・評価	平成 26 年度は、市民向け講座を 15 回開催し、延べ 205 名が受講し、平均 83% の満足度を得た。職員研修を 4 回実施し、全庁より延べ 289 名が受講し、93% の理解度向上に肯定的回答を得た。 コミュニティビジネス等の起業・運営サポートを行う無料相談窓口では、計 212 件の相談に応じた。	

事業名	NPOレベルアップ講座	
目的	組織運営等のスキルアップ	
事業概要	NPO・ボランティア団体、地域団体や地域活動協議会などの市民活動団体が活動上で抱えている課題を解決して、公共の担い手として市民活動を継続して行うことができるよう、市民活動団体のスキルアップに資する講座を実施する。	
実績・評価	平成26年度は、市民活動団体を対象に講座を10回開催し、約400人の参加があり、受講者の満足度88%の評価を得ている。	
事業名	市民活動推進助成事業	
目的	活動資金の助成	
事業概要	市民・企業等からの寄附金を活用し、あらかじめ登録された市民活動団体が行う、特定非営利活動促進法に定める活動分野の公益的な事業のうち、外部有識者による運営会議の審査を経た事業に対して助成を行う。	
実績・評価	平成26年度までに延べ43団体へ助成を行っており、約7割が現在も同様の取組を継続していることから、当助成事業が団体の取組の発展に有効であったと評価できる。	

### 【協働事例】すきやねん大阪WAONによる市民活動推進

イオン株式会社と大阪市は、平成26(2014)年12月に「包括連携協定」を締結しました。この協定は、イオンと大阪市が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、市民サービスの向上、地域の一層の活性化を図ることを目的とするもので、これに基づく取組の一環として、イオングループが、大阪市版「ご当地WAONカード(すきやねん大阪WAON)」を発行しています。

このカードは、市民等の皆さんの利用金額の一部が、イオンから大阪市に寄附される、地域貢献型の電子マネーカードで、寄附金は、市民活動推進助成事業を通じ、大阪を元気にする市民活動の支援に役立てられます。

企業と行政が連携したうえで、市民の参加により、市民活動を推進している取組事例といえます。



(ウ) 人材派遣型の支援

市民活動団体の抱える活動上の課題に応じた支援を人材派遣型で支援を行う次の事業を実施しています。

事業名		地域活動活性化に向けた講師派遣事業
	支援概要	地域活動の活性化に向けて地域団体や市民活動団体等が自主的に行う学習の場などに、魅力的な活動推進のための手法を伝授する講師を派遣する事業。地域に住む人々が地域を見つめなおし、地域課題を発見し、自らが解決していくという意識を醸成し、発展的かつ持続可能な活動につなげていただくことを目的として実施する。
	実績・評価	平成 26 年度は 18 件の派遣を行い、申込者アンケートでは「今後の地域等での活動に活かせる」との回答が平均 60%（残り 40%は「(現時点では) わからない」との回答) との評価を得ている。
事業名		地域公共人材開発事業
	支援概要	地域活動や人材のコーディネート、まちづくり講座の企画など地域活動のマネジメントを担う「地域公共人材」を養成するとともにその人材の情報を集積し、地域団体や市民活動団体の求めに応じ人材を派遣する事業。地域のまちづくりに関わるさまざまな活動主体が情報共有し、連携・協働に向けて話し合い、ネットワークの拡充ができるよう、ファシリテーションなどの手法を用いて話し合いを進行すること等により支援を行う。
	実績・評価	平成 25 年度から「地域公共人材養成プログラム」を開講し、平成 26 年度末までに延べ 51 名が修了した。また同年度から「地域公共人材バンク」登録の募集を行い、平成 26 年度末までに 75 名が同バンクへ登録された。  地域公共人材の派遣は平成 26 年度から実施しており、延べ 11 団体から派遣の申込があり計 25 回（延べ 79 人）の派遣を行った。

イ 地域活動協議会に向けた組織運営支援

(7) 総合的な相談窓口の設置

平成 24 年度から、地域活動協議会を対象として、相談窓口※を設置するとともに、各区が地域担当職員を配置し、地域活動協議会の自律的な運営に向けた支援を行っています。

豊かなコミュニティづくりに向けた地域活動団体間の連携強化や少子高齢化の進展に伴う、地域活動の担い手不足・高齢化などの課題に対応していくため地域活動協議会の形成支援を展開し、ほぼ市内全地域で地域活動協議会が形成され、地域課題に対応する新たな活動が行われており、相談支援は有効といえます。

※相談窓口・・・各区が実施する新たな地域コミュニティ支援事業  
(各区まちづくりセンター)

## (イ) 課題に応じた支援策

また活動上の課題に応じた支援として、次のような支援を行っています。

事業名		新たな地域コミュニティ支援事業
	支援概要	活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりの支援を行う。地域課題やニーズに対応した活動の実施、地域活動に関わりの薄かった住民の参加促進、様々な活動主体の連携・協働の促進、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性確保などの支援を行う。
	実績・評価	地域ニーズに応じた支援を実施しており、地域に満足度調査を行ったところ、「支援が役に立った」「やや支援が役に立った」とする肯定的な回答が68.6%の評価を得ており有効といえる。
事業名		地域活動協議会補助金
	支援概要	地域活動協議会が、幅広い分野において地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するにあたり、その活動に関する経費や、組織運営にかかる経費の一部を補助する。
	実績・評価	地域活動協議会が、運用上柔軟性の高い当補助金を有効に活用することで地域活動の活性化に寄与している。

## 2 情報発信の課題と施策の現状

### (1) 市民活動団体が抱える情報発信の課題

#### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体においては、紙媒体中心の情報発信となっており、地域活動協議会においても、電子広報媒体を活用しているところは約2割にとどまるなど、テーマ型と比べると相対的に、電子広報媒体での情報公開、情報発信が少ない状況です。しかし、電子広報媒体などの情報発信ツールを使いこなせる人材がいるところでは、情報発信が進んでいる様子も見られます。また、地域活動協議会については、区役所が区のホームページを活用した情報公開・発信の支援も行っています。

よって、情報公開・情報発信を行えるよう、情報発信を担う人材を地域からの掘り起こしすること、情報発信の手法を習得すること、さらには、電子広報媒体を活用することなどが求められます。

#### イ テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体は、特定非営利活動法人等の法人格を持つ団体も多く、法的な規制により情報公開は進んでおり、多くの団体では情報発信も行えていると言えます。

特定非営利活動法人については、内閣府NPO法人ポータルサイト等の行政等の情

報公開支援もあり、広く不特定多数に対し、その目的や活動を知ってもらうため電子広報媒体も活用されています。

しかしながら、前述の「NPO法人に関する世論調査」によると、NPO法人について、「よく知っている」と答えた国民は2割にとどまり、残り8割の人は、「言葉くらいは知っている」「わからない」と答えていることから、団体の活動目的や活動内容、また、活動の成果を分かりやすく知らせる効果的な情報発信ができていないと考えられます。

よって、組織内外に向けて様々な手段で幅広く情報発信することが求められます。

## (2) 情報発信支援に関する施策の現状

### ア 地域活動協議会に向けた情報発信支援

各区まちづくりセンターを通じて、地域活動協議会の活動内容の広報活動の支援を行っています。

各区ホームページや区広報紙などにおいて情報発信を行うとともに、市民局ホームページにおいても各区の活動状況の情報発信を行っています。

### イ 市民活動団体に向けた情報発信支援

市民活動団体の組織情報及び活動情報の発信を支援するため、集約的な情報発信サイトを運営しています。

登録団体数は順調に増加しており、平成26年度の利用者の満足度は87%の評価を得ています。

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録団体数	760	922	1,044	1,067	1,128

※ 大阪市ボランティア情報ネットワーク

## 3 連携協働の課題と施策の現状

### (1) 市民活動団体が抱える連携協働の課題

#### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体は、地域課題の把握や、地域課題の解決に向けた主体的ビジョンが描けていないなど、組織の運営基盤の強化が十分でない場合もあり、他団体と協働できるステージに至っていない場合もあります。また、地域課題の掘り起こしが進んでいない場合は、他団体との連携協働の必要性自体をあまり感じていないと考えられます。

そこで、組織の課題や地域課題の解決につながる効果的な連携協働に向けて、課題の掘り起こしや整理などを行うことが必要です。

まずは、運営基盤を強化して、連携協働に向けた準備を行う必要があるといえますが、運営基盤の強化にあたっては、他団体と連携協働して行うことが有効となる場合があるため、積極的に協働を進めていくことが求められます。

また、課題の掘り起こしや整理にあたっては、連携協働が有効となる場合があるの

で、団体の状況に応じて対応することが重要です。

さらに、多様な主体が参加できる開かれた場を持つなど、地域課題やそれに取り組むための主体的なビジョン、また、それぞれの活動内容等を共有する場を持つことで、効果的な連携協働が生まれることが期待されます。

#### イ テーマ型市民活動団体

アンケート調査結果によると、テーマ型市民活動団体自身は、行政を含む他団体とのゆるやかな連携は進んでいると考えており、連携協働での取組も見られますが、地縁型市民活動団体と連携協働する方法がわからないなど、地縁型市民活動団体との連携協働事例はあまり見られませんでした。

よって、連携協働したい相手等に対する情報発信を充実していくことはもとより、他団体との連携協働に向け、多様な団体と出会う機会を増やすことなどが求められます。

#### ウ 地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体に共通する課題

地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の双方に共通する事項として、地域課題・社会課題の解決に、個々の活動主体で取り組むよりも、複数の活動主体による連携協働で取り組むことでより効果的な取組となっている事例が多いことから、連携協働して取り組むことが適している課題については、連携協働を促進していくことが必要となっているといえます。また、近年では、地域課題も複雑化、多様化しており、複数の主体が連携協働しないと解決できない場合もあります。

連携協働の促進策としては、特に連携協働が進んでいない地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の連携協働に向けた支援策を充実させることが有効であるといえます。

### (2) 連携協働支援に関する施策の現状

#### ア 地域活動協議会に向けた連携協働支援

各区まちづくりセンターを通じて、地域活動の担い手の拡大に向けた支援、また、地域活動協議会の構成団体間での連携協働に向けた支援を行っています。

地域における住民間での話し合いの場づくりや、地域活動への参画の機会づくりを支援してきましたが、地域活動の担い手の拡大は順調とはいえ、今後も重点的に支援を行う必要があります。

#### イ 市民活動団体に向けた連携協働支援

市民活動団体、企業、学校等の多様な主体が連携協働して、地域課題・社会課題の解決に取り組むことを支援するため、各主体が持つ資源（人材、物品、場所、情報）をコーディネートするとともに交流の場を設定する事業を行っています。

登録団体数は順調に増加しており、平成 26 年度の当事業に対する登録団体の満足度は 68.7% の評価を得ています。

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録団体数	596	723	844	913	1,011

※大阪市地域貢献活動マッチングシステム

### 【コラム】地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の活動の形態

これまで、市民活動団体のきっかけや特定課題、担い手の形態などの特性から、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の2つに分類して整理してきました。

しかし、特性の違いはあるものの、実際の活動の形態は、完全に区分できるわけではありません。

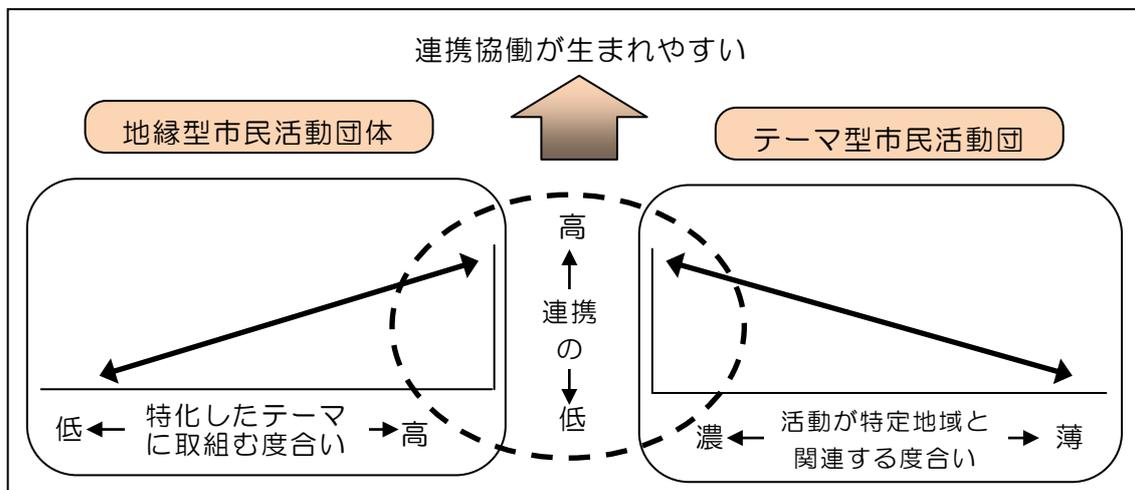
地縁型市民活動団体も、地域の課題に包括的に取り組むなかで、例えば高齢者支援・子育て支援に取り組むなど、地域特性に応じた課題に取り組む場合も少なくありません。

このように、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体とが、同じ地域で、共通の課題に対して取り組む場面がみられ、こういった活動においては、両者の連携協働が生まれやすい素地があるといえます。

一方、テーマ型市民活動団体であっても、広域的な活動を行う団体ばかりではなく、例えば、特定の地域における子育て支援に取り組むなど、地域性を持った活動を行う団体もあり、活動によっては、地域との関わりが深くなることもあると考えられます。

下記のイメージ図で、地縁型市民活動団体が、特化したテーマに取り組む度合いが高くなると、テーマ型市民活動団体と連携する可能性が高くなり、また、テーマ型市民活動団体が、活動のなかで特定地域と関連する度合いが濃くなると、地縁型市民活動団体と連携する可能性が高くなることを表してみました。

この連携協働が生まれやすい部分において、地縁型市民活動団体からは地域に根差したネットワーク（つながり）等が、テーマ型市民活動団体からは専門的な知識やスキル（技術）等がもたらされると、課題解決に相乗効果をあげることができるのではないのでしょうか。



#### 4 市民活動推進施策の課題

この章では、「組織運営」「情報発信」「連携協働」の3つの柱に沿って、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体が抱える課題と、これらの課題に対する大阪市の市民活動推進施策を整理してきました。

各施策は、この提言で柱立てした3つの柱に沿った取組となっており、また、それぞれ市民活動における課題に応じて実施されているなど、一定の効果をあげているといえます。

しかしながら、各施策が有効に連携して相乗効果をあげ、大きな成果をあげているとまではいえません。

さらに、実施している施策に対する事業がそもそも知られていない、また、知られていてもあまり使われていないといった課題もあります。

これらの各事業を適切に分析して整理するとともに、施策間につながりをもたせ、さらに効果的な支援に発展させていくことが重要だと言えます。

## 第4章 大阪市における市民活動の推進に向けた取組

この章では、第2章・第3章で確認・整理した市民活動団体等の現状と課題から、市民活動の将来のあり方の実現に向けた、市民活動団体の今後の取組、それらの団体による多様な主体の協働に向けた今後の取組と、そこに向けた行政の関わりについて検討します。

### 1 市民活動団体の今後の取組

まず、個々の市民活動団体が、運営基盤を固め、適正に効果的に活動を行うために今後取り組むと良いと考えられる内容について検討していきます。連携協働を進めていくにあたって、まずはそれぞれの団体が自らの活動目的・役割をしっかりと認識し、きちんと活動できるようになることが大切です。

第2章で整理した、市民活動推進に向けた3つの柱ごとに検討していきます。

#### (1) 組織運営の強化

市民活動団体の活動の活性化に向けて、まずは運営基盤を強化する必要があります。そのためにも、市民活動団体が主体的に描いたビジョンを組織内外で共有することが重要だといえます。

##### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体は、長い歴史を歩んできた団体が多いものの、補助金をベースに活動してきた団体も多く、自立的な運営基盤の整備に力を入れていく段階の団体が少なくありません。今後の取組としては、まずは、基礎的な運営力の強化が中心となります。そのためには、どのような活動をしていきたいのか、団体自身で主体的な役割を描く必要があり、組織内で、将来像、現状、現状とのギャップ（地域課題）などを共有し、組織として行うべき取組の明確化を図る必要があります。

また、会計の透明性の確保や議決機関の適正な運営など、開かれた組織運営を行うとともに、事務的作業を行う人材など担い手を拡大し、さらには自主財源の確保などを行い、運営基盤を固めていくことが必要であると考えられます。

##### イ テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体は、主体的に一定の運営基盤を整備し、基礎的な運営力を備えている団体が少なくない傾向にありますが、本来持っているボランティアな活力を活かしその取組を発展させるためには、運営基盤をさらに強化する必要があります。とりわけ、事業遂行、人材育成、資金調達的能力を向上させることが重要であると考えられます。

また、特に課題として挙げられる協力者（担い手・連携協働相手等）の獲得に向けては、主体的に描いたビジョンを組織内で共有するだけでなく、組織外へ積極的に発信し、理解や共感を得ながら活動を進めていくことが効果的といえます。

## (2) 情報発信の充実

市民活動団体は、活動目的を広く理解してもらうことで様々な主体の協力を得やすくなることなどにより、活動を円滑に進めやすくなると考えられることから、主体的に情報発信を充実させていく必要があります。

また、前述したように、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体とが、お互いの活動を活性化させる役割を担い合うためには、まずは相互理解を図る必要があります。

### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体においては、紙媒体による情報発信が中心で、電子情報発信媒体をあまり活用していない状況にあります。活動の目的や内容等を広く発信することについては、電子媒体による情報発信が有効であることから、紙媒体だけでなく、電子広報媒体などの多様な情報発信手法の活用を検討し、その手法を活用できる人材の育成や確保を図っていく必要があります。

さらには、活動目的を共有し合える他の活動主体と連携協働するためにも、団体情報、活動情報などを積極的に発信していくことが必要です。

### イ テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体は、ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどの電子情報発信媒体を活用できている団体が多い傾向にあることから、情報発信を行う趣旨・目的等を整理し、例えば、参加者募集、担い手募集、協働相手の発掘、協賛企業の募集等、趣旨・目的ごとに情報を伝えたい対象を絞った情報発信を行うよう工夫していく必要があります。

また、地縁型市民活動団体との相互理解を図っていくことが求められることから、地縁型市民活動団体に伝えることを意図した情報発信の方法を検討する必要があります。

さらに、連携協働を行ううえでも、効果的な情報発信を行う必要があります。

なお、行政が支援策として提供している情報発信媒体等についても、積極的に活用していくとともに、行政においては市民活動団体の活用を促進する必要があります。

## (3) 連携協働の促進

まずは、様々な活動主体との連携協働に向け、自らの団体を知ってもらうための情報発信・情報収集の強化が必要です。

また、連携協働に向け、多様な主体が自由に参加できるオープンな（開かれた）場を、団体が自ら設定したり、既存の場を活用することが有効です。

### ア 地縁型市民活動団体

地縁型市民活動団体については、その多くが地域活動協議会の構成団体としても

活動を行っており、地域活動協議会としての運営基盤の強化やその構成団体間の連携協働を図る取組を進めている段階にあるといえます。

このような状況において、地域活動協議会をはじめとする地縁型市民活動団体にとっては、組織の運営基盤の整備に対しても連携協働は有効です。

そこで、まずは運営基盤の強化に向けて、さまざま地域資源（人、物、情報など）を活かし合える他の団体との連携協働とともに、構成団体間の連携協働を図っていくことが求められ、そのための交流の場づくりが必要です。

基礎的な運営力が整った後には、より効果的な事業実施に向けて、地域活動協議会間での連携協働、地域活動協議会と他の主体との連携協働を、積極的に行っていく必要があります。

## イ テーマ型市民活動団体

テーマ型市民活動団体は、個々の団体ごとに一定の運営基盤が整備されていることから、次の段階として、効果的に事業を行うために連携協働に力を入れていくことが有効であると考えられます。

そのためには、多様な主体が自由に参加できる交流の場を、団体自らが設けたり、既存の交流の場を活用するなどして、情報交換等のゆるやかな交流も含め、積極的に連携協働を図っていく必要があります。さらに、具体的な連携協働事業を積極的に提案していく役割も期待されています。

とりわけ、現在は、地縁型市民活動団体との連携協働はあまり行われていない状況であることから、地域に根差したネットワーク（つながり）を持つ地縁型市民活動団体と交流を図ることは、新しい協働相手を探すうえで有効な取組であるといえます。

有効な連携協働を行うためには、テーマ型市民活動団体自らが、積極的な情報発信と情報収集を行っていくこと、特に連携協働したい相手に伝えることを意図した情報発信を行っていく必要があります。

さらに、行政においては、これらに有効な具体的な支援を行っていく必要があります。

## ウ 地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体の連携協働

連携協働は、自らの団体だけで行うよりも、協力して取り組む方が効果的と考えられる場合に行うものであり、自らの団体の課題やニーズに対して、別の団体の強みを活用した方がうまく行くと考えられる場合に行うものです。

地縁型市民活動団体は日々の活動の中で、地域に根差した課題や日々の暮らしの中からのニーズを吸い上げていますが、それに適切に対応する知識や能力・技術を持っていない場合もあります。一方、テーマ型市民活動団体は課題やニーズに対する知識や能力・技術は持っていますが、課題やニーズが現に出てきている地域に到達する力が弱い場合もあり、持っている知識や能力・技術があまり活用されていないこともあるかもしれません。

課題やニーズに対する知識や能力・技術が少ないという地縁型市民活動団体の弱

みをテーマ型市民活動団体の強みで補う、地域の現場に根差した課題やニーズへ到達する力が弱いテーマ型市民活動団体の弱みを地縁型市民活動団体の強みで補うことができれば、課題やニーズにより適切に対応することができます。

これらの課題やニーズは様々であることから、相手を限定することなく、個々の課題やニーズごとに都度適切な団体と連携協働することで、解決に向け効果的に取り組むことができます。

また、上で述べたように、連携協働はお互いの弱みを補い合うものであることから、お互いの団体が自らの弱みを見せ合える必要があります。お互いの弱み・強み、できること・できないことがわからなければ、弱みを補い合うことはできません。自らの弱みを見せ合うには、相互に信頼していることが必要です。そのためにも、自らの団体の情報を公開・発信し、自団体のことを知ってもらう必要があります。

地縁型市民活動団体は、いろいろとあるテーマ型市民活動団体の中から、自らの課題やニーズに合ったテーマ型市民活動団体とつながる必要があります。

テーマ型市民活動団体の選定にあたっては、テーマ型市民活動団体の情報を持っている中間支援組織・人材の支援を受けながら進めていくことも有効です。

テーマ型市民活動団体については、いろいろな地域に出向いていき、自らの団体の活動を知ってもらい、信頼関係を築き、そのうえで、地域の課題やニーズを収集することが有効です。

## 2 多様な主体の連携協働に向けた今後の取組

### (1) 市民活動団体の活動の広がり

ここまで、個々の市民活動団体が、運営基盤を固め、適正に効果的に活動を行うために有効と考えられる取組について検討してきました。

第2章で整理したように、市民活動団体の活動が活性化するための柱として

- ・組織運営
- ・情報発信
- ・連携協働

の3つがあり、この柱に沿って市民活動団体の取組について考えてきました。

この3つの内容については、相互に関係し合うものですが、大きく、市民活動団体の活動の展開という観点で考えた場合

- ・組織運営：個々の団体として、運営基盤を固め、適正に活動をしている

↓

- ・情報発信：情報発信し、お互いに知り合い、自発的な活動を広げる

↓

- ・連携協働：自発的活動が相互に刺激し合い、誘発的に広がっていくという流れで展開していく、と考えられます。

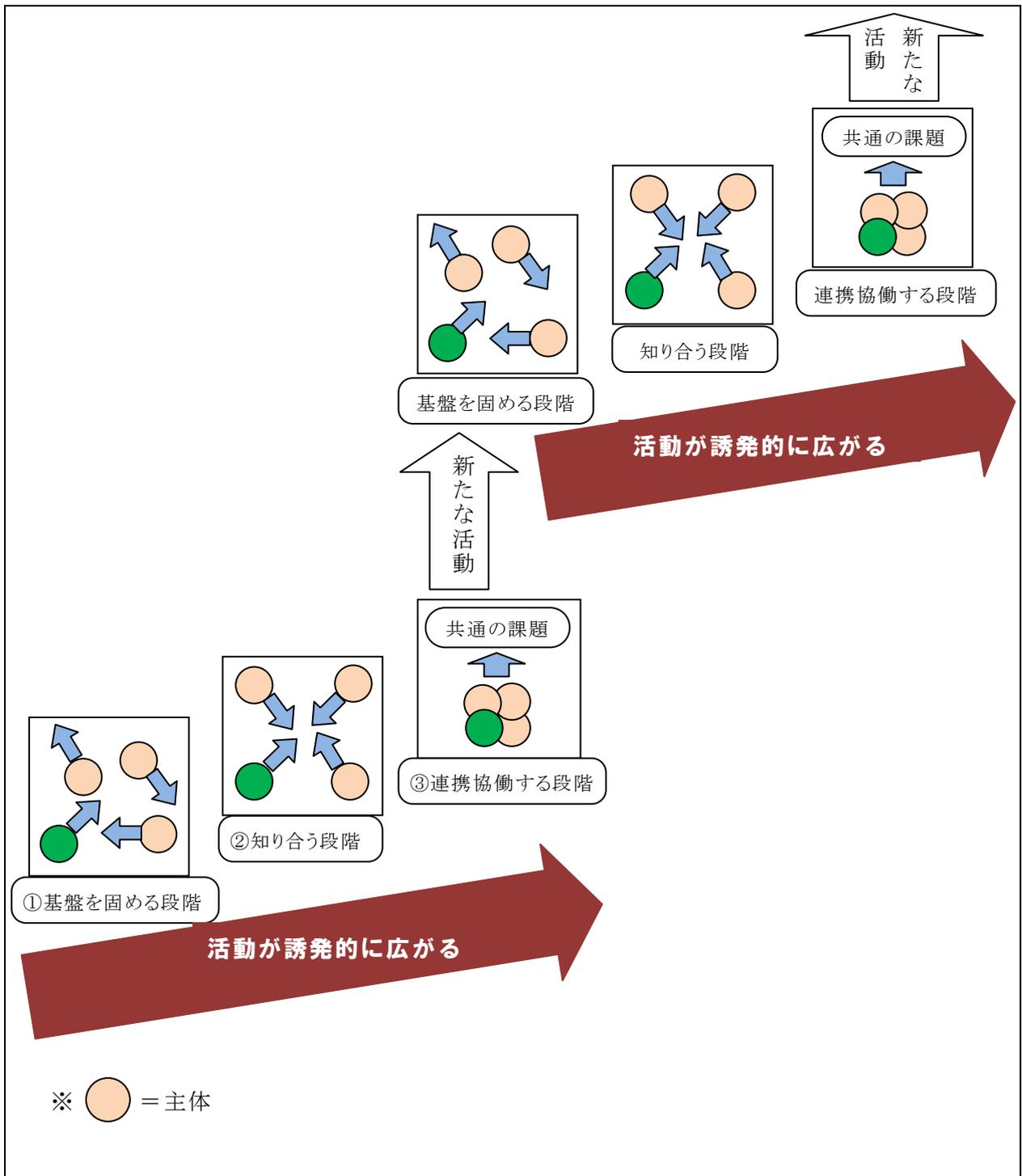
※NPO法人が地域とつながっている事例

#### 西淀川区における「にこネット」の活動

地域で生活する親子や子育てサークルおよび子育て支援に関わる人や組織を結ぶネットワークを構築することによって、子育ての問題解決や課題達成を図り、親子の主体性を育むことを目的とする子育て支援に関する事業を行っています。



【市民活動団体の活動の展開のイメージ図】



それぞれの市民活動団体が、まずは自らの運営基盤を固め、活動を適正に行う<sup>①</sup>→活動を情報発信し広めてお互いに知り合う<sup>②</sup>→連携協働などにより、相互に刺激し合い、活動が誘発的に広がっていく<sup>③</sup>、さらに、その活動の広がりが団体の活動基盤につながり、また、新たな活動を発信、連携協働により広げていく、といった流れで活動を広げていくと考えることができます。

この活動の展開のそれぞれの段階（組織運営・情報発信・連携協働）における、市

民活動団体の今後の取組については、本章の1において検討しましたが、ここでは、市民活動団体がお互いに知り合い、連携協働などにより刺激し合い活動を広げていくための仕組みについて考えていきます。

## (2) オープンな（開かれた）場でのつながり

ここでは、活動主体がお互いに知り合い、活動を広げていく、オープンな場について考えます。オープンな場とは、多様な主体が、自由に参加でき、それぞれの主体性を持った活動が交流し、お互いに刺激し合うことにより、おのおの活動を広げ、さらに必要に応じて連携協働することのできる場です。それぞれの実践・経験を交流することにより、影響を及ぼし合って活動が誘発的に広がったり、お互いの弱みを補い、強みを活かし合う連携協働が進められることが期待されています。そこで、この場では、そこに参加する主体が、それぞれの主体性を保ったまま、自由に意見交換や話し合いなどの交流によるつながりができるようにする必要があります。

以降において、そういう交流によるつながりのための場の設定とその場が機能する条件について考えていきます。

### ア 場づくりと場の雰囲気づくり

#### (7) 場づくり

場の設定は、主体、エリアなど多様に考えられ、その場を作る目的に応じて様々な形態で開催されるものです。

- ・場をつくる主体

  - 活動主体（が自ら作る）、中間支援組織・人材、行政など

- ・対象とする区域

  - 小学校区単位、中学校区単位、区単位、全市単位など

- ・参加できる主体

  - 市民活動団体、企業、学校、社会福祉施設、病院、個人など

場をつくる起点（きっかけ）については、大きく分けて、地域への愛着（アイデンティティ）を基盤にするものと、課題を起点にするものがあります。

#### (イ) 場の雰囲気づくり

この場においては、そこに参加する主体が、それぞれの主体性を持ったまま、自由に意見交換や話し合いなどの交流を行うことができるようにする必要があります。それを一言で表せば、「オープン」ということになりますが、具体的には、

- ・誰でも参加できる（排除されない）

  - 開催目的に応じ参加対象者は決められますが、その範囲内であれば誰でも自由に参加できます。

- ・否定されない

  - 参加する主体が、それぞれの主体性を持ったまま、自由に意見交換や話し合いなどの交流を行うことが目的ですので、異なる志向の活動や意見も受け止められ、否定されない雰囲気づくりが大切です。

- ・改善の提案を受けられる

お互いの主体性を尊重したうえで、自由に意見交換や話し合いなどを行うことから、改善の提案を受けることができます。

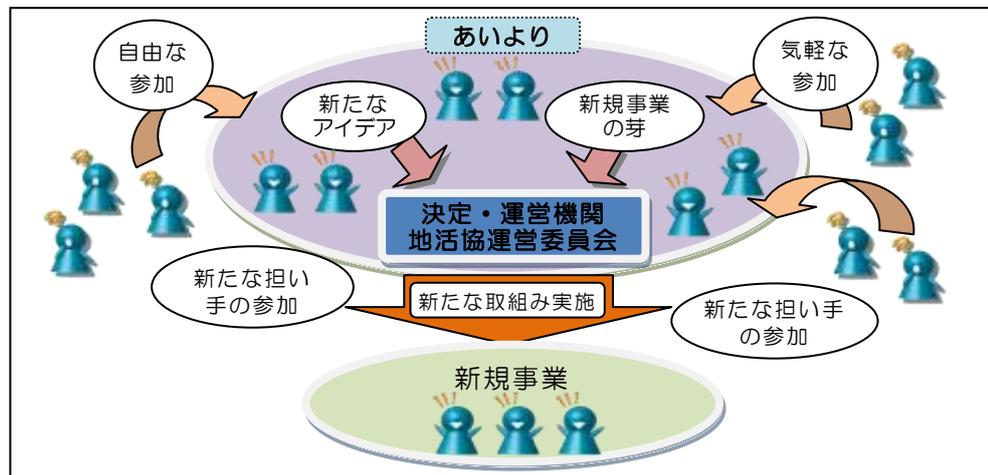
といったことが保障される必要があります。また、

- ・決めない場と決める場を区別する

決める場をどのような形で持つかについては、場の設定ごとに考えればいいのですが、オープンな場においては、決めない場も設定する必要があります。決めるという要素が加わってくると、多数賛同を得ようとする意識が働き、率直な意見交換が阻害される恐れがあるからです。決めない場とすることで、自由に意見を表明することができるようにすることも大事な要素です。

### 活動事例紹介

#### NPO法人榎本地域活動協議会「えのもと井戸端会議」



気軽に集まり地域の情報を共有でき、顔を合わせることができるニュートラルな場所、えのもと井戸端会議「あいより」。

えのもと井戸端会議「あいより」は、「出席したい人が集まる」、「議題は決めずみんなで持ち寄り」、「合意形成を目的としない」集まりを開催し、この場を使って、地域の情報を共有し、いろいろなアイデアを生み出しながら活動を行って来ています。

この活動を進むにつれ、企画・検討の場に多様な団体が参加するようになり、新たなアイデアや新たな担い手が生まれるきっかけとなり、新たな取組実施につながっています。

### イ 誘発や連携協働が生まれるための仕掛け

オープンな場の企図するところは、主体性を持った多様な主体が、自由に意見交換や話し合いなどの交流を行うことにより、活動が影響を及ぼし合い、誘発的に広がったり、お互いの弱みを補い、強みを活かし合う連携協働が進められることです。アでは、オープンな場の形について考えました。

ここでは、オープンな場に、多様な主体が参加し、その企図するように機能するための仕掛けについて考えます。

## (7) 多様な主体の引き出し（場の参加への誘導）

### A 参加の利点を情報発信する

オープンな場へ参加すると利点がある、ということを伝えていくことが大事です。

- ・やりたいことができるようになる
- ・問題意識や危機感に対応した活動ができるようになる
- ・ゲストからキャストになれる
- ・みんなで活動することで仲間が広がり楽しく活動できる

といったことを情報発信し、その場に参加すると得をする、ということを伝えていく必要があります。

## (イ) 場の力の醸成（高める）

### A お互いを知る情報公開

オープンな場は、それぞれの主体ごとに行っていた活動が出合う場であることから、まず、お互いを知る必要があります。

次に、出合った後についても、さらに交流を深めるために、お互いを知る必要があります。

さらに、連携協働は、お互いの弱みを補い合うものであることから、自らの弱みを見せ合うことができる関係、即ち相互の信頼が必要です。信頼を得るためには自らの情報公開と発信が必要です。

また、オープンな場に新たな主体に参加を呼び掛けるに当たって、その場の意見交換や話し合いなどの交流の内容についても、情報公開が成され、透明性が確保されている必要があります。このように、オープンな場においては、様々な場面で情報公開が求められます。

### B 主体的な活動の保障（任せる）

それぞれの主体の主体性に基づいた個性的な活動が、出会い、刺激し合うことにより、活動の更なる発展を企図するものであるから、このオープンな場においては、それぞれの主体が主体的に活動できることが必要です。活動が主体性を持って行われるように保障することにより、思いを持った活動が、お互いに影響を及ぼし合い、誘発的に活動が広がっていくことが期待されています。

活動が主体的・自発的に行われるようにするには、任せることが重要です。主体的・自発的な活動は、いい意味での思い込みを持った活動であることから、任せることにより、取り組んでいる人の能力や潜在力が引き出されます。強いリーダーシップ（指導力）により決めていくのではなく、各主体の自発性に任せながら、その場に参加している主体の意欲を高め、能力・潜在力を引き出すような運営が求められています。

### C 様々な利害・関心、強み・弱みを調整し、つなぐ

オープンな場は、それぞれの主体性を持った、こだわりのある活動が出合う場であることから、その利害・関心も様々です。その利害・関心も様々な活動が出合い、つながる必要があります。また、連携協働に向けても、それぞれの主体の強みと弱みをつなぐ必要があります。

このように、オープンな場においては、様々な利害・関心、強み・弱みを持った主体・活動をつなぐ必要があります。主体同士で探し合い、つながることを支援する場合もあれば、支援を行う者・団体の方で利害・関心、強み・弱みを調整し、つなぐ場合もあります。

また、つながった後にお互いのつながり方を支援することも必要です。

このように、オープンな場においては、主体・活動がつながることを支援する専門的な機能が必要とされます。

特に、地縁型市民活動団体においては、構成員の間に、利害や関心の違いや、地域の状況や日常生活の関係から遠慮もあるなかで、個人と個人をつなぎ、主体性を引き出していくことができる場の力を醸成することが必要で、ここにつなぎ役の支援が求められます。

### D 共感を得る

自発的な多様な活動が、他の活動と相互に刺激し合いながら、誘発的に広がっていくためには、活動が相手に伝わった時に共感を得ることが大事です。活動が相手に伝わり、共感を得ることにより、その共感を受けた相手が、その活動をまた別の相手に伝えていくなど、活動が誘発的に広がっていくことが期待されます。活動を共感が得られるように伝えていく力が必要であり、伝達していく者がそのような力をつけるように支援していくことが求められています。

以上のような形でオープンな場が活性化すると、ある担い手が支援を求めてSOSを発した時に、周囲の担い手が中間支援的にサポーター（支援を行う者・団体）を探し合うようなことも起こりやすくなっていきます。有機的なネットワークが生まれ、地域活動がますます活発になっていくことが期待されます。

### (3) 中間支援組織・人材の活用

オープンな場は、活動主体がお互いに知り合い、連携協働などにより刺激し合い活動を広げていく場です。次に、その場で主体同士が知り合い、影響を与えながら自らの活動を広げ、連携協働を進めていくための支援について考えます。

自らの主体だけで活発に活動を広げ、相手を探して連携協働を進めていくことができる主体もありますが、場を提供するだけで、後は参加した主体同士で協力関係を作ってくださいという形では、その場が機能しないこともあります。

そこで、その場などにおいて、主体を支援し、その活動を広げ、連携協働を進めていくことを支援していく機能が必要になってきます。

本章2(1)で考察したように、市民活動団体の活動は、組織運営→情報発信→連携協

働といった流れで広がっていきます。それぞれの主体が自らの基盤を固める段階（組織運営）にも支援を必要としますが、基盤を固めた主体がその自発的な活動を進め、それぞれの活動をお互いに知り合い（情報発信）、刺激し合うことにより誘発的に活動を広げていく段階（連携協働）には、支援のあり方がより重要になってきます。

以降では、行政と市民活動団体、市民活動団体相互、さらに、市民活動団体と市民の間に立ち支援機能を担う中間支援組織・人材について、その機能と主体別（種類）について整理します。

## ア 機能

中間支援組織・人材が現在担っている機能及び今後担うことが期待されている機能について整理すると次のようになります。個々の中間支援組織・人材において、これらの個々の機能について、この機能は強い、この機能は弱い、といったことはありますが、主体を支援するに当たっては、総合的に支援するという観点からも、全ての機能について兼ね備えておく必要があります。<sup>1</sup>

### (7) 受けとめる

まずは、支援するにあたって、主体の思いを受けとめるということがあります。主体が支援を受けたいこと、行いたい活動内容、連携協働したい内容などを受けとめることです。支援を行う基礎として、主体が何をしたいのか、何をしたいのか、どのように考えているのか、などを支援希望が正しいとか間違っているかなどの評価を別として、まずは主体の思いをそのまま受けとめることが必要です。

主体の支援希望を引き出す能力・技術も必要です。前段で、支援希望、その思いをそのまま受け止めることが必要と考察しましたが、そのまま受け止めるためにも、支援希望・その思いを、そのままの形でうまく引き出す必要があり、その能力・技術が必要と考えられます。

### (4) 調査・分析する

次は、受けた支援希望・思いに応えるために、的確に調査・分析することが必要です。支援希望・思いそのものを調査・分析することも必要ですし、その前提となる事項、例えば主体についての調査分析や子育て支援や地域の安全に関する事など支援希望の分野等、さらに問題の背景なども含めて、現在の状況や課題など、主体がその支援希望を実現するために必要な事項を抽出し、調査・分析することが必要です。

---

<sup>1</sup> 以下の記述は、日本ボランティアコーディネーター協会が整理した「ボランティアコーディネーターの8つの役割」を参考に整理しました。ボランティアコーディネーションに関する知見は、市民活動の活性化を進める上で参考になる点が数多くあります。

#### (ウ) 情報収集する

支援を希望する内容に応じて、必要な情報を収集することが必要です。そのため、主体に関する情報、支援希望分野に関する情報、地域に関する情報など、支援に必要と考えられる事項・内容について情報を集めなければなりません。

支援を行う分野・活動などの動向や、国などの制度や他都市・地域の取組など、基本的・一般的な事項については、日頃から収集しておくことが必要です。

また、収集に当たっては、活動団体や行政などからの情報発信などはもちろん、中間支援組織・人材として有しているネットワークなども活かして収集することが必要です。

収集した情報については、分類・整理し、共通の帳簿や場所に保管しておく（電子データの場合は、セキュリティを徹底したうえでサーバーに収納する等）など、組織として保管しておくこと、関係する職員全てが活用できます。

#### (エ) 力をつける支援をする

支援希望・思いを受け止め、調査・分析し、情報を収集し、必要な支援策を作成します。支援策を実施することにより、支援対象の主体が力をつけることができるようにします。会計処理ができるようになる、広報紙やホームページを作成することができるようになる、コミュニティ・ビジネスを実施できるようになる、などの力をつける支援をする機能があります。

この際に重要なことは、中間支援組織・人材がそのことをしてしまうのではなく、支援を受ける主体がそのことをできる力を身につけることができるように支援することです。例えば、ホームページ作成支援を考えた場合、中間支援組織・人材がホームページを作成するのではなく、支援を受ける主体の方が具体的に作業をしてホームページを作成することができる能力・技術を身につけるように支援することが重要です。1 から 10 まで全てを支援してしまうのではなく、少し離れた位置から、主体ができることとできないことを把握し、主体自らの力でできるように支援することが大事です。

#### (オ) 創り出す

支援は創造的です。支援に必要なもの、有効なものを創っていくことが求められます。中間支援組織・人材の専門的な知識や、活動主体でない、第三者的立場を活かして、研修・勉強会を開催する、マニュアル（事務説明書）やプログラムをつくる、お互いが知り合い、交流する場をつくる、制度や仕組みをつくる、などにより、主体の活動が進むように支援する必要があります。

#### (カ) 情報発信する

中間支援組織・人材が行う情報発信には2つの観点があると考えられます。

- ・ 中間支援組織・人材の活動を情報発信
- ・ 支援対象である主体の活動を情報発信（による支援）

まず、1つ目は、中間支援組織・人材が行っている支援活動を情報発信してい

く必要があります。自らの支援活動を広く情報発信することにより、支援対象となる主体に支援内容を知ってもらい、活用を促す必要があります。支援対象となる主体は様々であることから、支援内容を具体的に示す、支援を受けることによりできるようになることを具体的に示す、などにより、わかりやすく伝える必要があります。

2つ目は、支援対象である主体の活動を情報発信することです。主体自体に情報発信する力が弱い場合もあり、主体が情報発信することを支援すること以外に、主体の活動を収集して、中間支援組織・人材が情報発信することも有効です。例えば、区単位をその支援範囲とする中間支援組織・人材が、区内の主体の活動を集めて、まとめて情報発信すれば、閲覧者側の利便性も高まると考えられます。また、その際に、中間支援組織・人材の専門的知識を活かした説明などを付けると、よりわかりやすくなると考えられます。

#### (キ) つなぐ

主体と主体をつなぐ機能です。市民活動のあり方として、主体と主体が知り合い、連携協働などにより活動を広げていくことが想定されていますが、まず、その最初の知り合うということを支援するものです。主体が他の主体と知り合う機会があまり無かったり、適切な、あるいは、信用できる連携協働相手を自ら探すのが難しかったり、といったこともあります。そこで、知り合う場を作ったり、具体的に主体同士をつないだりする機能が、中間支援組織・人材に求められます。

中間支援組織・人材の持っている、専門的な知識及び主体や他の中間支援組織・人材とのネットワークを活かして、主体同士がつながることを支援することが求められています。

#### (ク) 調整し、まとめる

支援を総合的に調整し、まとめる機能が求められます。

ある主体に対する支援を考えた場合、個々の支援策を調整し、最も効果があがるように組み合わせて1つのまとまった支援策を作って支援する必要があります。

また、主体と主体をつなぐオープンな場においても、その場が機能するように支援する役割が中間支援組織・人材に求められています。知り合った主体同士が、知り合うだけでなく、さらにその後に、相互に刺激し合い、活動を広げていったり、お互いの弱みを見せ合い補い合う連携協働を進めていったりすることができるよう、その場の雰囲気や主体同士の関係を調整し、まとめる機能が求められています。

### イ 主体の種類

中間支援組織・人材について整理すると、次のようになります。

求める支援内容に応じて、適切な中間支援組織・人材を活用する必要があります。

## (7) 大阪市の施策

大阪市では、中間支援組織・人材に委託等して市民活動団体を支援しています。

### A 新たな地域コミュニティ支援事業（まちづくりセンター）

大阪市においては、校区等地域を単位として、様々な市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会によって、地域の主体的な取組を支援しています。その支援に中間支援組織を活用しており、現在、それぞれの区において、地域実情に応じた中間支援組織に委託等し、区と密接に連携協働しながら、各地域活動協議会の状況に応じた効率的かつ効果的な支援を実施しています。

### B 地域公共人材

地域団体や行政に加えNPOや企業、大学、あるいは様々な世代や背景を持った人々など多様な主体が参画するのが、地域のまちづくりに関する取組（地域社会における公共エリア）です。各主体間の合意形成やそれぞれの主体が持つ人材、物、資金、情報など地域における様々な資源を、調整しまとめることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図ることが、持続可能な組織運営に必要です。

このためマネジメント能力を持った人材を地域公共人材として認定し、大阪市内での公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて、その地域に出向き、地域の状況・課題などを聴き取り、各地域の実情に応じた自主・自律的なまちづくりが展開されるよう、地域における様々な活動主体の話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携協働など、ファシリテート、コーディネートを行う役割を担っています。

### C その他

大阪市においては、A、B以外にも、第3章で説明している事業により、市民活動団体全般に向けた支援を実施しています。

全般的・総合的な支援：NPO・ボランティア活動推進支援事業

組織運営の支援：NPOレベルアップ講座

コミュニティビジネス等促進事業

連携協働支援：地域貢献活動マッチングシステム運営事業 など

### (イ) 民間の中間支援団体

様々な民間団体・人材が、それぞれの得意分野や専門分野を活かして、独自に中間支援組織・人材として支援を行っています。

それぞれの中間支援組織・人材の特徴を概観すると、次のようになります。

中間支援組織・人材		得意分野・専門分野等
(ア) 大阪市の施策	A まちづくりセンター (新たな地域コミュニティ支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会の自律的な地域運営を支援 (地域課題への取組、つながりの拡充、組織運営)</li> <li>・全般的・総合的に支援</li> <li>・必要な支援を調整し、まとめ、専門支援につなぐ</li> <li>・支援内容については市が関与(各区が地域実情に応じて支援)</li> </ul>
	B 地域公共人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の求めに応じて派遣</li> <li>・地域活動や人材のコーディネート、まちづくり講座の企画など地域活動のマネジメントを担う</li> <li>・支援内容については市が関与</li> </ul>
	C その他(市委託等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の求めに応じて支援</li> <li>・専門的に支援(ビジネス手法の導入、連携協働等)</li> <li>・市が委託等する分野のみ</li> <li>・支援内容については市が関与</li> </ul>
(イ) 民間の中間支援団体		<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの団体の専門分野に応じた支援</li> <li>・多様な専門分野に対応</li> <li>・支援内容については、市は関与しない</li> </ul>

市民活動団体は、必要に応じて、自らの団体の状況や実施したい取組などに適した中間支援組織・人材を活用していく必要があります。中間支援組織・人材を活用することにより、自らの団体の活動に対する助言を受けたり、連携協働などを行うことのできる団体を紹介してもらうことなどができます。また、全体的・総合的な支援を依頼する中間支援組織・人材、その支援のもとに個別の取組に活用する中間支援組織・人材など、重層的に活用することも有効です。

どこに相談すればいいかなど、適した中間支援組織がわからない場合などには、区役所や全般的・総合的な支援を行っている中間支援組織(まちづくりセンター(新たな地域コミュニティ支援事業)やNPO・ボランティア活動推進事業など)に相談することも有効です。

## 【解説】 地域活動協議会と他の活動主体との連携について

市民活動団体が、地域課題、社会課題の解決に取り組む際に効果的な手法として、多様な主体と連携協働できるオープンな場を持つということがあります。

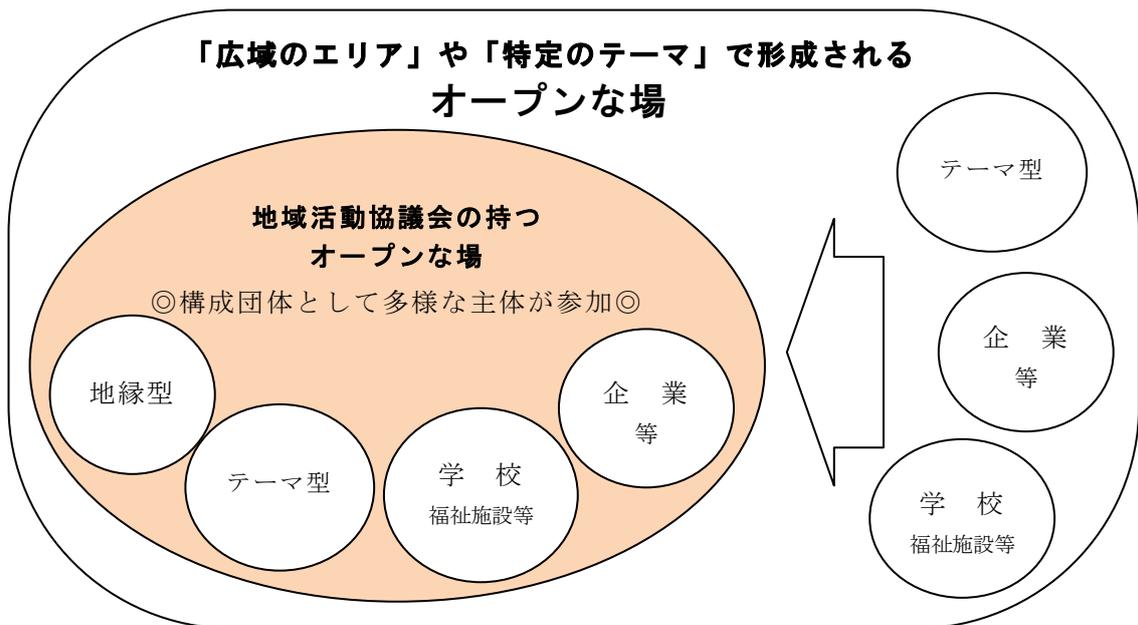
多様な団体が参加でき、いろいろなアイデアがもらえるよう、オープンな場を持つことで、課題解決のきっかけとなったり、具体的な事業実施にあたっての連携協働が生まれる場となることが考えられます。

地域活動協議会は、活動主体としての側面とオープンな場としての側面の両面を持っていることから、とても効果的な活動につながる可能性を秘めているとえます。

この利点を活かすためには、他の活動主体との連携協働を、構成団体としての加入を促進するだけでなく、オープンな場への参加を促し、緩やかな連携も充実させていくことが大切です。

また、市民活動団体は、地縁型、テーマ型のいずれにおいても、担い手や参加者が高齢化している傾向があり、将来に不安を抱えている団体も少なくありません。

青年層、壮年、中年層の市民活動への参加に向けては、学校、PTA、企業等を巻き込むことが効果的であるといえ、担い手の勧誘にあたっては、地域活動協議会のオープンな場機能に期待が寄せられます。



### 3 市民活動団体と行政の関わり

市民活動団体に対する行政の関わりについては、市民活動団体の活動を行政として支援する面と、活動の場において、行政も多様な主体の1つとして関わる面があります。

#### (1) 支援策の推進

本章の1及び2において、市民活動団体の今後の取組、多様な主体の協働に向けた今後の取組について考えました。ここでは、その取組の実施に向けた行政の支援策について検討します。

第3章で検証したように、大阪市においては、これまで組織運営の強化、情報発信の充実、連携協働の促進に向けた支援を行い、一定の成果をあげています。団体の個別の状況は様々ではありますが、組織運営や情報発信の段階を経て、連携協働などにより自主的な活動を広げていっている団体も増えてきています。このような状況の中、行政の支援策としても、組織運営や情報発信など団体運営の基盤となる内容に向けた支援策を適切に実施していくことはもちろんですが、今後は、課題やニーズに対応した活動を実施するため、連携協働に向けた支援を充実させていく必要があります。

#### ア 組織運営の強化に向けた支援

地縁型市民活動団体においては、運営力の強化に向けて、団体自身で主体的なビジョンを描き、組織内で共有することや、開かれた組織運営、事務的作業を行う人材など担い手の拡大、自主財源の確保などが求められており、そこに向けた支援が必要です。

テーマ型市民活動団体においては、運営基盤をさらに強化する観点から、事業遂行、人材育成、資金調達の能力を向上させること、および担い手・連携協働相手・協力者等の獲得に向けて、主体的に描いたビジョンを組織内外で共有・発信することが求められており、その点に対する支援が必要です。

#### イ 情報発信の充実に向けた支援

地縁型市民活動団体については、電子広報媒体などの多様な情報発信媒体を活用できる人材の育成や確保に向けた支援を行う必要があります。

テーマ型市民活動団体については、参加者募集、担い手募集、連携協働相手の発掘、協賛企業の募集等、趣旨・目的ごとに情報を伝えたい対象を絞った情報発信、特に地縁型市民活動団体に伝えることを意図した情報発信について支援する必要があります。

#### ウ 連携協働に向けた支援

本章の2で考察したように、市民活動団体の活動は、大きく捉えると、組織運営→情報発信→連携協働といった流れで展開していくと考えられます。組織運営、情報発信については、団体の基盤的内容として、議決機関の適正な運営、会計の透明性の確保や紙媒体や電子媒体による広報など、各団体に共通した定型的な支援が中心となっています。こうした団体運営の基盤的な業務についても、今後も引き続き

支援を行っていく必要がありますが、組織運営・情報発信の段階から連携協働の段階に進んできている団体も増えてきていることから、今後は連携協働に向けた支援を充実させていく必要があります。

市民活動団体は、それぞれの目的や役割をもって活動しています。その目的や役割をしっかりと認識した活動が、他の団体の活動と相互に刺激し合い、必要に応じ連携協働することにより誘発的に広がっていき、課題やニーズに対してより適切に対応していく、というのが目標とする市民活動のあり方です。そういった段階に進んできている団体に対する支援の必要性が高まっています。

これまでからも、ホームページ上でのマッチングシステムなどの支援の仕組みはあるものの、各主体の資源をつなぐ物的なマッチングが主となっており、活動と活動をつなぐことや、つないだ後に活動を調整し、まとめるという段階の支援は非常に弱いといえます。また、多様な主体間での連携協働の場づくりなどについても、進めつつあるものの、全市的な動きにまでは至っていません。

また、活動の目的・役割や活動状況などは各主体ごとに様々であることから、その支援は、画一的に行うものではなく、それぞれの団体の実情を踏まえた、きめ細かな支援を行う、専門的な能力・技術も求められます。

これらのことから、今後、行政においては、次の支援を充実させていくことが求められています。支援にあたっては、市民活動は、自主的・自発的という点をその推進力とするものであるから、その点を踏まえて支援することが重要です。

## (7) 場所と情報の提供

まず、市民活動が活発に展開されるような環境づくりとして、場所と情報の提供が求められます。

オープンな場を作り、運営するのは、基本的には市民や市民活動団体などの活動主体が行うことが望ましいですが、物理的な場所については、必要に応じて、行政が提供、支援することが有効です。場所の貸出や区役所等に自由に交流できる常設の場所やスペースを設置するなど、主体が活動する時に容易にその場所を確保できるように支援することが有効です。

また、市民活動は自主的なものですが、公益的な活動であることから、その活動を支援する情報や参考・活用とすることができる情報を提供していくことが必要であり、上記の場所の情報や、市が行っている施策や事業の情報、各主体の活動事例などをわかりやすく提供することが求められています。情報の提供にあたっては、行政の側から積極的に提供していくことはもちろん、主体が情報を欲しい時に、求める情報に容易に到達することができ、わかりやすく、具体的に活用できるよう伝えることが必要です。

第3章で検証したように、大阪市は様々な市民活動の推進施策を実施しています。しかし、この提言に向けた調査などの際の市民活動団体の意見などにもあるように、実施している施策・事業が知られていない、また、知られていてもあまり使われていないといったことも明らかになりました。

そもそも有効に活用してもらえる施策・事業を検討することは当たり前のこと

であり、それぞれの施策・事業が本当に使う側にとって有効なものとなっているかについては、常に検証していく必要があります。

また、実施している施策・事業の情報を、必要としている主体に適切に届けるために、その施策・事業の検討、検証過程において、情報伝達の方法も併せて実際にその施策・事業の対象となる主体と意見交換するなど、利用する側の立場に立って考えることが必要です。

#### (イ) つなぐ人材の確保

この連携協働の段階の主体については、その活動の目的・役割や活動状況は様々であり、置かれている地域資源の状況も異なることから、その支援については、個別に作りあげたオーダーメイドの支援が求められます。

そのためには、様々な地域課題への対応を担っている多様な主体の情報や地域資源に関する情報を把握し、つなぎ、調整することや、主体間の話し合いを整理し、円滑に進行することなどができる能力・技術のある人材の確保が重要となります。そういった能力・技術を有する人材の養成や、既に有している人材への呼び掛けなどにより、人材を確保し、各主体が必要とするときに、地域・社会の課題やニーズに応じて、そういった人材の能力・技術を活用できるような仕組みを作ることが重要となります。

#### (ウ) つなぐ仕組みの強化

各主体がつながる場合、単につながだけでもお互いに影響を与えたり、弱みを補い合うことにより活動にとって有効なものとなりますが、そのつながり方を工夫することによりより効果のあるものになると考えられます。つなぐ能力・技術を有する支援者が、各主体の情報や状況を把握し、これまでのつながりの事例の蓄積など、その専門的な能力・技術を活かしながら、主体間のつながりを調整し、まとめることにより、強みがさらに引き出されるなど、より効果的なつながりになると考えられます。

第3章3で考察したように、各主体が持つ資源の情報を登録し、マッチングする仕組みはありますが、物理的につなぐことが主になっており、活動と活動をつなぐことや、さらにその後につながった主体、活動を調整し、まとめるまでには至っていません。今後は、物理的につなぐことに留まらず、内容面においても、より効果的なつながりとなるような支援に重点を置いていく必要があります。

また、その仕組みでつながった事例について、内容、つながったきっかけ、つながりによる効果、つながり方への支援内容などを、その過程がわかる形で整理・蓄積し、各主体や支援者が必要とする時に参照・活用できるような事例集としてデータベースを作ることにも有効です。

#### (エ) 中間支援組織・人材の活用

組織運営→情報発信→連携協働といった活動の展開の流れで考えた場合、会計書類のプログラムされたソフト、広報紙、ホームページなどの各広報媒体のひな

型や各種マニュアルの提供など、組織運営や情報発信の段階においては、同種定型的な支援が中心ですが、連携協働の段階の支援は、各主体の状況に応じた、個別の主体ごとの支援が求められます。

連携協働の段階においては、各主体の自主的・自発的な活動が相互に刺激し合いながら誘発的に広がっていく段階であり、それぞれの活動は、こだわりを持った多様なものとなっています。この段階の活動に対する支援は、その多様性に対応した、個別のものとする必要があります。主体が100あれば100通りの支援内容があることとなります。支援を行う者・組織は、その個別性に対応するため、いろいろな市民活動や団体の情報や事例を保有し、主体の多様な状況に柔軟に対応し、各主体ごとの目的・役割・活動状況や活用できる資源を把握・分析したうえで、支援策を立案することができる、専門的な力が求められます。具体的には、専門的な能力・技術が必要であることから中間支援組織・人材を活用することが有効です。

行政においては、第3章において考察した、中間支援組織・人材（を活用した事業）（41ページ図参照）について常にPDCAの観点から検証を行い、必要な支援が十分に提供されるよう留意する必要があります。また、各主体が具体的に活用するにあたっては、民間の中間支援組織・人材も含めて、どの中間支援組織・人材を活用することが有効かについて、各主体への情報提供や相談といった支援をしていくことが必要です。特に、どの中間支援組織・人材がどのような支援を行い、自らの活動の支援に適しているかなど、どの中間支援組織・人材に相談すればいいかわからない場合もあり、区域単位などで、窓口的に相談を受け、適切な協働相手や中間支援組織・人材などにつながることで、全般的・総合的な中間支援組織・人材に対するニーズに応じていく必要があります。

## (2) 多様な主体としての関わり

市民活動への行政の関わりのある方という観点からは、市民活動を担う各主体がその自主性・自発性に基づく特性を發揮し、取り組む活動に任せ、行政はその自律的な活動が行われるよう支援することを基本としますが、さらに大阪市がめざす多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）に向けて、行政も、協働のパートナーの一員として市民活動の一翼を担っていくことについても力を入れていく必要があります。

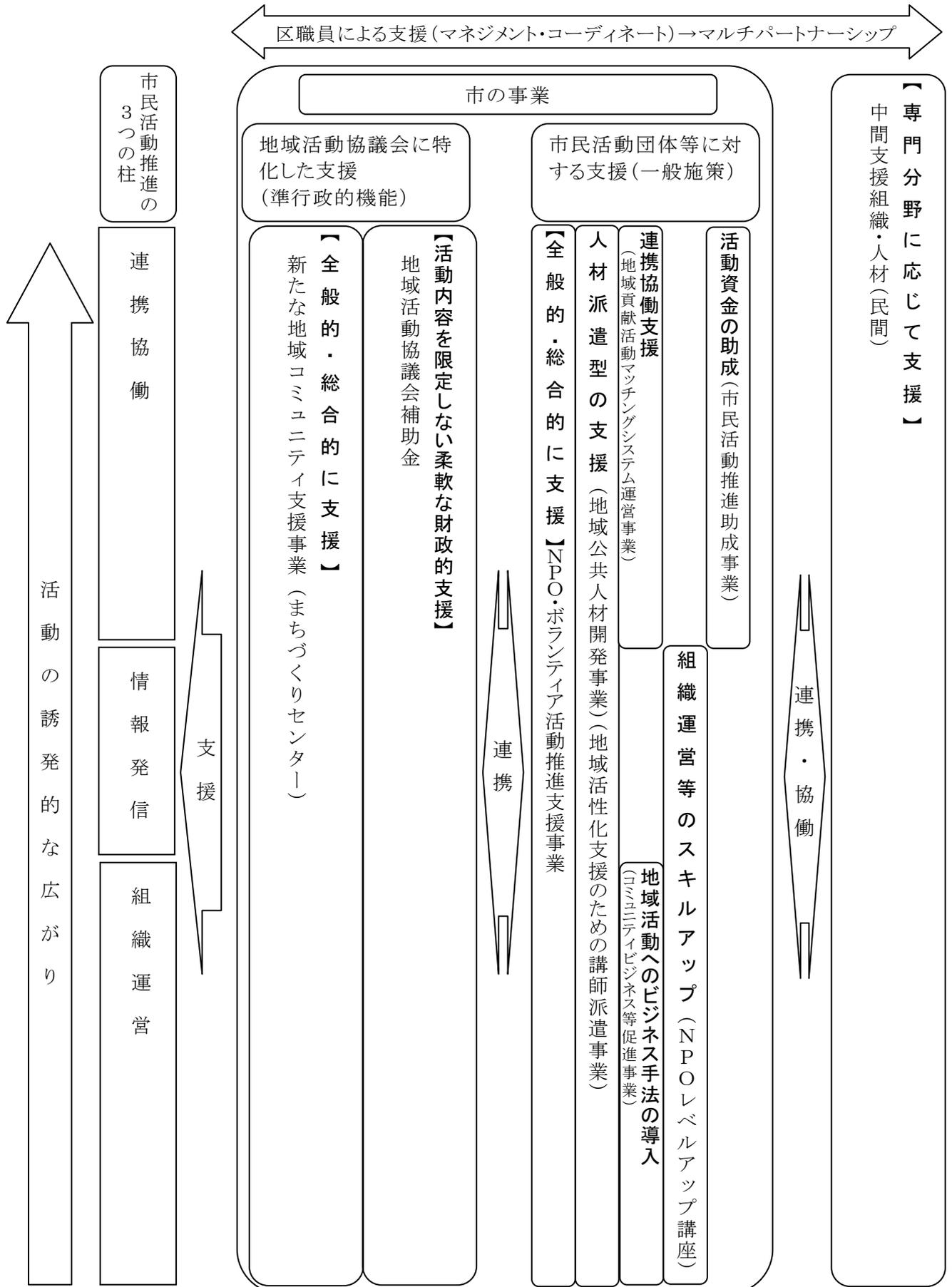
そのためには、行政は、地域社会の現状や課題、ニーズを把握することが大切です。それらに対する活動を行っている、様々な主体の話を聴くなどコミュニケーションを取り、その活動を知ることや主体の課題やニーズを把握することが必要です。

例えば、様々な主体との意見交換や話合いの機会を持つことや、自ら地域に出向き、現場の意見を収集すること、また、前述した、活動主体同士がお互いを知り合う場としてのオープンな場に職員も対等なパートナーの一員として参画し、課題を共有し共感すること、行政としての情報提供に努めることなどにより、地域・社会との距離を近付けていくことが必要です。

こういった意識を持った、協働型社会における職員の養成を進めていくとともに、地域の実情に応じた形で、そういった意見交換の場などの仕組みを持つことが必要で

す。

大阪市における市民活動推進施策のイメージ（中間支援組織・人材を活用した支援）



## 第5章 大阪市における市民活動の推進に向けた今後の課題

ここまで市民活動の推進に向けた提言を行ってきましたが、検討を進めていくなかで、今後の課題も明らかになってきましたので、その課題について示しておきます。

### 1 多様な主体の参加に向けて

#### (1) 当事者意識を持った市民の参加

市民活動の一層の広がりには、当事者意識を持った市民の参加が必要です。自分のやりたいことや危機感・問題意識を起点とした、自主的・自発的な活動が広がっていかなければ、それぞれの活動がお互いに刺激し合い、誘発的に広がっていくことは期待できません。

当事者意識を持った市民が増えていくための働きかけや取組の考え方については、第1章4にも記載しているように、これまでも議論されていますが、その考え方を広く活用できる形で提供している状態にまでは至っていません。今後、これまで議論してきた、当事者意識を持った市民の参加に向けた働きかけや取組の考え方について、実際に地域社会において活動している主体が活用できるようにするための施策について検討していく必要があります。

例えば、地域社会における具体的な働きかけや動機付けの事例、活動の場での運営（任せる、つなぐなど）の事例などを、情報提供・共有することができれば、他の地域社会においても活用することができます。それらを、気づき、動機付け、任せるなどの、当事者意識を持った市民の参加に向けた働きかけ、取組の観点で整理し、わかりやすく紹介し、自らの活動に役立ててもらうことは有効であると考えられます。

#### (2) 企業の更なる参画

市民活動を担う多様な主体のうちの1つとして、今後さらに期待されるのが企業です。これまでの企業参画はCSRの観点から行われていましたが、今後は、企業活動そのものが多様な主体の1つとしてつながっていくことが求められています。いろいろな分野でそれぞれの企業が事業を実施しています。その事業を実施する中で、様々な財産や技術・ノウハウを蓄積しており、その財産や技術・ノウハウの蓄積は多大なものがあります。この企業が持っている多大な財産や技術・ノウハウを活かして、市民活動が更に発展することにつながることを期待されています。

この企業の市民活動への参画に当たって、鍵となる考え方は、「動機」と「効果」を区別する。つまり、自分（企業など）も得をして、みんな（地域・社会）も得したら公共的ということです。地域や社会に効果があることであれば、企業が市民活動を推進することによってブランド力を高めるといった企業経営に資する効果を得てもいい、ということです。元来、企業は利益をあげることを目的としている組織です。企業が市民活動に参画して、結果的に企業にとっても経済的なメリットがあってもいいのです。逆に言えば、市民活動に参画すれば、消費者やビジネスパートナーからの支持が得られ、経営にプラスになる、利点がある、ということを示して、経営層の理解を得

ることができれば、企業の参画がさらに期待できるということです。

自らの保有している財産や技術・ノウハウを活用して、立地している地域などにおいて市民活動を行いたいという企業もあります。地域・社会の方からも、市民活動への参画の利点を示して、理解を得ていく必要があります。

行政においては、企業の理解を得られるよう、市民活動において活用できると考えられる企業の財産・技術と、企業の市民活動参画の利点について、具体的な事例を示しながら、わかりやすく説明し、市民活動への参画を促す施策を検討していく必要があります。

## ア 企業の潜在力の棚卸し

企業は様々な財産や技術・ノウハウを持っています。その中に市民活動に活用できるものもありますが、その財産や技術・ノウハウは、本来の事業用のものであり、直接的には市民活動用のものではないため、市民活動に活用できるかどうかについては、わかりにくいものも多いと考えられます。

企業が市民活動に参画するにあたっては、企業自らが持っている財産や技術・ノウハウの棚卸しを行い、企業ができる、企業だからできる、といった観点から、市民活動に活用できないか、検討してみる必要があります。この棚卸しにより、企業の潜在力が現れてくると考えられます。また、この棚卸しに当たって、企業に市民活動の経験やノウハウ等が無く、どのような財産や技術が市民活動に活用できるかわからない場合には、市民活動団体と意見交換したり、中間支援組織・人材の支援を受けることも有効です。

例えば、次のようなものが考えられます。

場所：会場場所、展示会等開催場所の提供、

社員：社員へのボランティア活動の機会の提供、講師としての派遣、

商品：寄付付き商品の販売、

機材：機材の貸出、

資金：資金の提供、

ノウハウ：WEBデザイン、イベント企画・運営、収支管理、

これらの財産や技術・ノウハウの提供については、期間限定でもよいのです。提供する期間が定まっていない場合には提供に踏み切れない企業も、期間が定まっていれば提供できる場合もあります。取組に応じて柔軟に対応することが必要です。

## イ 企業にとっての効果

企業が市民活動を行った場合、例えば、次のような効果があると考えられます。

- ・社員の幸福度が上がります

社員が市民活動に参加することにより、その達成感や参加感を感じ、楽しむことができます。

- ・社員などのCSRの意識が上がります

市民活動に参加することにより、企業外の考えに接し、つながりを持つことにより、CSRの意識が向上します。

- ・企業のブランド力が上がります

市民活動を行っている企業としてブランド力が上がり、そのことにより、社員募集への好影響や社員のモチベーションの向上、さらには顧客の評価向上が期待できます。

- ・企業の経営戦略に貢献します

企業自身がその社会的責任を果たそうとすることにより、組織等のイノベーションにつながり、ひいては新たな事業展開の可能性につながることが考えられます。このことは、これからの社会の中で生き抜く企業として刷新されていくときに必要な要素であると考えられます。

### (3) ICT（情報通信技術）の利活用による担い手の拡大

平成 26 年度末時点でスマートフォンの普及率が 60%を超えるなど、ICT（情報通信技術）の活用が一般化されるなか、市民活動分野においても、団体の活動情報をホームページやブログはもとより、フェイスブックやツイッターなどの SNS サービスの活用が進み、様々な人々がつながるきっかけとなっています。

このほか、民間非営利団体のファンドレイジングの世界でも ICT の活用により、地域貢献活動への共感的支援資金を、インターネットを介して集めるクラウドファンディングなど、市民活動分野における ICT 活用は急速に進んでいます。

大阪市においても、企業の CSR 活動紹介サイトのバナーをクリックすることでその企業から寄附を集める「クリック募金」システムにより手軽に市民活動を応援する手法を既に導入しています。

さらに平成 26 年度には、FixMyStreet Japan（フィックスマイストリート・ジャパン）という民間の画像投稿サイトを活用した実証実験を行い、地域課題の投稿、それに対する行政の対応の過程を可視化・共有化することで、これまで地域活動に関わりの薄かった人たちの関心や協力意識、参加意識を高め、地域課題等を市民協働で解決するきっかけになり得るという検証もされています。

また、行政情報のオープンデータ化と地域課題の解決を ICT の力でつなぐ試みとして、多様な市民から提供された地域課題をアプリの開発につなぐ「シビックテック」の手法により、IT エンジニアや Web デザイナーなどといった、専門スキルを社会に活かしたいという新たな層を市民活動に巻き込み、マルチパートナーシップを推進する取組も進めてきています。

このように、ICT の活用は、多様な人たちへの情報発信を容易にし、活動への参画やネットワークの拡大、連携協働の可能性を高めるためには非常に有効であり、担い手の拡大のための重要なツールとなってきています。

このような新たな潮流を踏まえ、様々な活用方法についても検討していく必要があります。

なお、ソーシャルインパクトボンド（SIB）など、社会的課題を解決する活動に対して投資する仕組み、さらに休眠預金口座の活用なども検討されており、そうした仕組みの活用も検討する必要があります。

## 2 中間支援組織・人材の活用に向けて

### (1) 地域活動協議会に対する専門的支援の必要性

大阪市においては、11 ページにおいて解説しているように、校区等地域を単位として、様々な市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、地域活動協議会の自律的な地域運営を支援しています。

地域活動協議会は、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、特定分野の市民活動団体の活動対象とならない分野を補完し、あるいは特定分野において他の市民活動団体と連携しながら、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行っています。その準行政的機能にかんがみ、地域活動協議会を専門に対象とする中間支援組織（新たな地域コミュニティ支援事業）による支援を実施しています。この支援は平成 24（2012）年 10 月から実施しており、その支援の状況や地域活動協議会の現状は、第 3 章や第 2 章 3 で考察したとおりです。これまでの組織運営を中心にした支援により、その基盤は整いつつあり、今後は、地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働などのつながりの拡充や、地域課題やニーズに対応した活動の実施に向けた支援を進めていくことが求められています。第 4 章 3 で検討したように、こういった、つながりの拡充や地域課題やニーズに対応した活動の実施に向けては、個々の主体ごとの状況に応じた支援が求められるため、専門的な能力・技術を有する中間支援組織・人材を活用することが有効です。

このような点を踏まえ、第 4 章 2 (3) での考察も活用しながら、準行政的機能を有する地域活動協議会に対する今後の支援について、どのような形の支援が有効かについて検討していく必要があります。

### (2) 地域公共人材の活用の促進策について

大阪市においては、地域活動や人材のファシリテート、コーディネート、まちづくり講座の企画など地域活動のマネジメントを担う地域公共人材を養成し、市民活動団体の求めに応じ人材を派遣しています。この地域公共人材は、組織運営→情報発信→連携協働という各団体のステージに応じ、かつ、各個別課題に対応できる仕組みの中で、団体の情報共有、連携・協働に向けた話し合い、ネットワークの拡充などの中間支援機能を有しています。平成 25（2013）年度から開始した事業であり、現在は、人材バンクへの人材の登録が一定進み、今後、派遣し活用を広げていく段階となっています。活用の促進に向け、その仕組みや機能をわかりやすく説明し、具体的な活用事例を紹介、提案していくなど、活用の促進策を検討していく必要があります。

## 3 市民協働型の評価に向けて

当審議会では、この提言が活用され、多様な主体の連携協働による市民活動の活性化により、大阪市における市民活動が推進されることを願うものですが、今後、この提言が実際にどのように活用され、市民活動を推進する施策がどのような成果を生み出したかについて検証していく必要があります。

審議会として、提言を出しただけでなく、その提言が活用されたか、市民活動の推進にとって有効であったか、具体的には、この提言を受けて大阪市がどのような施策を行ったか、市民活動団体などの主体にどの程度活用され、その活動の推進に役に立ったか、などについて、評価を行う必要があります。

その評価に当たっては、当審議会や行政だけでなく、市民や市民活動団体など市民活動を担う主体も関わっていく必要があります。提言を受けて活用するという利用者の立場からの観点とともに、この提言にもあるように、市民活動を担う、当事者意識を持った主体としての立場から主体的に関わっていく必要があります。

今後、そのような協働型の評価の仕組みについて検討していく必要があります。

## ～おわりに～

大阪の特色のひとつに画一化されない混沌とした多様性、多彩さがあるといえます。大阪の市民活動団体についても同じことがいえ、多様な団体が活躍しています。

市政改革プランの「マルチパートナーシップ」ひいては、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」は机上の理想論ではありません。

まだ、事例は少ないかもしれませんが、少しずつ実現していることは、本審議会の調査においても明らかといえます。

大阪だからこそ、その多様な市民活動団体の多様な知恵が結集することで、新たな価値が創出され、活力ある地域社会づくりが進むことが期待できます。

当事者意識を持った市民の参加により活性化した、市民活動団体の自発的・自主的な活動が相互に刺激し合い、必要に応じてお互いの弱みを補い合いながら、誘発的に広がっていくことが期待されています。

市民活動推進に向けた3つの柱で考えると、「組織運営」の基盤を固め、「情報発信」することにより、「連携協働」につながり、活動が誘発的に広がっていくということになります。

この提言では、この多様な主体の連携協働による市民活動の活性化に向けて、「オープンな場でのつながり」が有効であり、その場の力を高めるために中間支援組織・人材の支援が必要であることを考察してきました。

市民活動は「いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、楽しく」活動できるものです。当事者意識を持った一人ひとりの活動が、多様な主体の連携協働、市民活動の活性化につながるのです。

行政においても、これらのことを踏まえ、各施策が有効に連携して相乗効果をあげるよう工夫するとともに、地縁型市民活動団体とテーマ型市民活動団体とが情報交換を行い、また、中間支援組織・人材との連携協働を深められるよう、多様な主体の連携協働につながる支援策を充実させることで、よりよい社会を実現するため市民活動を推進していくことを期待します。

用語説明

(50音順)

用語	解説・意味
CSR	《corporate social responsibility「企業の社会的責任」の意》法令を遵守するだけでなく、地域社会への貢献を行うなど企業が市民として果たすべき責任をいう。
FixMyStreet Japan (フィックスマイストリート・ジャパン)	市民と行政が協力し、地域の課題を共有・解決していくための民間サイト。英国の市民団体によるサイト「FixMyStreet」に触発され、ダッピスタジオ(札幌市)が開発、運営を行っている。道路の破損、落書きなど地域の課題を、スマートフォンなどで写真に撮り、投稿する。投稿・閲覧などはすべて無料。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略語。
ITエンジニア	システムエンジニアやプログラマーなど、コンピューターシステムやソフトウェアの開発・保守などを行うコンピュータ技術者の総称。
NPO	Non Profit Organization の略語で、法人格の有無や活動の種類とは関係なく、自発的に非営利の市民活動を行う民間組織。日本語では「民間非営利組織」と訳されています。
PDCA	施策・事業に必要な要素である企画 (Plan)、運営 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネットを經由して他者とのコミュニケーションを行うためのツール。ツイッター、フェイスブック、LINE (ライン) はこのサービスの一種。
Webデザイナー	インターネットサイトがより美しく使いやすくなるために、ページの構図やイラストなどのデザインを行う人のこと。
アプリ	アプリケーションソフトウェア (Application software : 表計算やワープロも含め) の略。
キャスト	役割を持った人。 配役。
協働	市民・地域団体やNPOなどの市民活動団体・大学・企業・行政など、異なる組織や人同士が、共通の目的のもと、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことをいいます。パートナーシップということもあります。
クラウドファンディング	不特定多数の人 (crowd : 群衆) がインターネットを經由して特定の団体や個人に対して寄附を行う (funding : 資金調達) こと。

用語	解説・意味
グローバル化	政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいいます。
ゲスト	顧客。
コミュニティ・ビジネス	地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的としています。 (事例) 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを目的に、その地域の市民活動団体が介護保険の適用対象外のサービスを有償で提供している事業など。
シビックテック	「シビック (Civic : 市民)」と「テック (Tech (=Technology : 技術))」を組み合わせた造語で、市民自らが ICT 等の新しい技術を活用して地域課題を解決しようとする考え方やその動きのことをいう。
市民活動	不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与することを目的に、自主的に行う活動で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア 営利を目的とする活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地域住民により組織された団体、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をいいます。
ソーシャルインパクトボンド (SIB)	ある社会課題を解決するための事業(主に予防的な施策で社会的コストを低減する事業)に対して民間からの投資を受ける仕組み。投資家に対しては事業の成果(社会的コストの減)に連動する形で行政の負担により配当が行われる。英国で受刑者の更生プログラムの提供に対して初めて実施され、新たな官民連携のモデルとして注目されている。
ソーシャル・ビジネス	市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業をいいます。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的としています。 (事例) 廃油を利用した石けんづくりを通じて子どもたちに環境教育を実施し、その石けんを公共施設等に売却し活動経費に充てている市民活動団体の事業など。

用語	解説・意味
中間支援組織	<p>社会の変化やニーズを把握し、さまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のことをいいます。主な役割は、資源(人・物・資金・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)などです。(市政改革プランより引用)</p>
ツイッター	<p>不特定多数の人に向けて、140字以内の文(ツイート)や画像(写真や動画)を発信したり、また他の人のものを読んだり見たりすることができるインターネット上でのサービスのこと。</p>
データベース	<p>コンピューターで、関連し合うデータを収集・整理して、検索や更新を効率化したファイル。</p>
バナー	<p>インターネットサイトのページ内に設置される、他のサイトの紹介を行うための小さい画像のこと。</p>
広がれボランティアの輪連絡会議	<p>「広がれボランティアの輪」連絡会議は、あらゆる国民が「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」ボランティア・市民活動に参加できるような環境づくり、気運づくりを図る目的で、全国的なボランティア・市民活動推進団体や学校教育・社会教育関係団体、青少年団体、協同組合、労働団体、マスコミ系社会事業団等により1994(平成6)年6月に結成。(広がれボランティアの輪連絡会議ホームページを参照)</p>
ファシリテート	<p>容易にする。促進する、助長するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス(手順、過程)を設計・管理することをいいます。</p>
ファンドレイジング	<p>民間の非営利団体等が、自らの活動に必要な資金を広く個人や法人などから集める行為のこと。近年はインターネットサイトを活用したファンドレイジングの手法(クラウドファンディングやポイント寄附など)も使われている。</p>
フェイスブック	<p>SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のひとつで、日々のコミュニケーションや情報収集などができるアプリ。</p>
ブログ	<p>個人やグループ、団体などが自身の体験などを日記形式で記録したインターネットサイトのこと。</p>
ボラントピア事業(福祉ボランティアのまちづくり事業)	<p>昭和60年度から平成5年度まで実施された国の施策(厚生労働省ホームページを参照)</p>